



AIG 損保

リビングパートナー保険 ご契約のしおり 保険の約款

2022.6版 (2022年10月1日以降保険始期契約用)

このたびは、弊社の保険にご加入をいただきありがとうございます。ご契約のしおり・保険の約款をお届けします。ご不明な点は、下記までご確認ください。

商品・ご契約内容に関するお問い合わせは…

0120-016-693

平日・土・日・祝日 午前9時～午後5時(年末年始を除く)

事故のご報告、保険金の請求に関するご相談は…

0120-01-9016

24時間365日

ご不満・ご意見のお申出は…

0120-246-145

午前9時～午後5時(平日のみ)

AIG損害保険株式会社

〒105-8602
東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL: 03-6848-8500

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

ご契約者のみなさまへ

- この「ご契約のしおり・保険の約款」は、リビングパートナー保険および地震保険のご契約について大切なことがらをご説明したものです。内容をよくご確認いただき、ご不明な点などございましたらご遠慮なく取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。
- 「ご契約のしおり」は、一般的なご契約についてご説明しています。実際のご契約内容により、お取扱いが異なる場合がありますので、詳細は保険証券および「保険の約款」をご確認ください。
- 「ご契約のしおり」には、「ご契約後にご注意いただきたいこと」「事故が起こった場合の手続き」もご案内しております。ご契約の手続きが完了した後も保険証券、重要事項説明書と合わせて大切に保管してください。また、「保険の約款」も必ずお読みください。
- 取扱代理店・扱者は、保険契約締結の代理権を有しており、弊社との委託契約に基づいて、ご契約の締結（告知の受領）、保険料の領収、契約条件が変わった場合のご通知の受領などの業務を行っております。

目 次（ご契約のしおり）

<リビングパートナー保険>

用語のご説明	1
I. リビングパートナー保険について	2
1. リビングパートナー保険の概要	2
2. 普通保険約款で補償の対象となる事故（保険金をお支払いする場合）	2
3. ご契約にセットできる特約	2
4. 補償の対象となる地域	2
5. 保険の補償を受けられる方（被保険者）	2
II. ご契約時にご注意いただきたいこと	3
1. 保険の対象	3
2. 告知義務	3
3. 構造級別	4
4. 保険金額	5
5. 美術品等の取扱い	5
6. 保険期間	5
7. 保険責任の開始日時	5
8. 保険料	5
9. 団体扱のご契約	6
10. 補償の重複	6
11. 満期返戻金および配当金	6
12. その他ご注意いただきたいこと	6
III. ご契約後にご注意いただきたいこと	7
1. 保険証券の保管	7
2. 通知義務	7
3. ご契約者の住所変更	8
4. 保険の対象の譲渡	8
5. 保険契約の無効	8
6. 保険契約の取消し	8
7. 保険金額の調整	8
8. ご契約を解約される場合	8
9. 重大事由による解除	9
10. クーリングオフ（ご契約申込みの撤回）	9
11. 保険会社破綻時の取扱い	10
12. 個人情報の取扱い	10
IV. 事故が起こった場合の手続き	10
1. 保険金のお支払いの流れ	10
2. 事故発生時のご注意	11
3. 示談交渉	11
4. 保険金の請求に必要な書類	11
5. 代理請求制度	12
6. 保険金のお支払い時期	12
7. 他の保険契約（共済契約を含みます。）がある場合のお支払い方法	12
8. 保険金をお支払いした後の債権（代位）	13
9. 時効	13
10. 被害者（事故の相手方）の先取特権	13

V. 補償の内容一覧	14
1. 損害保険金	14
2. 費用保険金	16
3. 賠償責任補償	18
4. 主な特約	20
<地震保険>	
I. 地震保険の内容	21
1. 地震保険の概要	21
2. 地震保険の対象	21
3. 地震保険の補償内容	21
4. 保険金をお支払いできない主な場合	22
II. 損害の認定基準	22
III. ご契約時にご注意いただきたいこと	22
1. 保険金額	22
2. 保険期間	22
3. セットで契約するリビングパートナー保険との関係	22
4. セットで契約するリビングパートナー保険の保険期間が1年を超える場合の取扱い	23
5. 対象となる家財を収容する建物の構造と所在地	23
IV. 警戒宣言発令後の地震保険の取扱い	23
V. 地震保険の割引制度	24
1. 免震建築物割引	24
2. 耐震等級割引	24
3. 耐震診断割引	25
4. 建築年割引	25
5. 割引適用上のご注意	26
VI. ご契約後にご注意いただきたいこと	26
VII. 事故が起こった場合の手続き	26
VIII. 保険金をお支払いした後のご契約	26
<保険料の返還・追加の取扱い>	
保険料の返還・追加の取扱い	27

目 次（保険の約款）

リビングパートナー保険普通保険約款

第1章 基本条項	30
第2章 家財補償条項	33
第3章 借戸室修理費用補償条項	36
第4章 賠償責任条項	37

地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項	40
第2章 補償条項	40
第3章 基本条項	42
リビングパートナー保険に付帯される場合の特則	45

特 約

(1) ドアロック交換費用補償特約	47
(2) 臨時賃借・宿泊費用補償特約	47
(3) 賠償事故解決特約	48
(4) 法人等契約の被保険者に関する特約	49
(5) 通信販売に関する特約（新規契約用）	49
(6) 通信販売に関する特約（継続契約用）	49
(7) インターネット等による通信販売特約	49
(8) 運送人に対する代位求償権不行使特約	50
(9) 長期保険保険料一括払特約	50
(10) 長期保険保険料払込特約（地震保険用）	50
(11) 保険料クレジットカード払特約	51
(12) 団体扱特約（一般A）	51
(13) 団体扱特約（一般B）	52
(14) 団体扱特約（一般C）	53
(15) 団体扱特約	54
(16) 団体扱特約（口座振替方式）	55
(17) 自動継続特約（地震保険用）	56
(18) 保険証券等の発行省略特約	56
(19) インターネット等による通知に関する特約	56
（自動セット。ただし、弊社が承認する場合に限り適用されます。）	
(20) 共同保険に関する特約	56

上記に掲載の特約は、保険証券の「適用される特約」欄に記載がある場合にセットされます。また、セットもしくは適用される条件を記載している特約は、条件に該当する場合に自動セットもしくは適用されます。

≪付帯サービスのご案内≫

住まいのかけつけサービス	巻末
健康・医療に関する電話相談、情報提供サービス	巻末

リビングパートナー保険

用語のご説明

	用語	定義
か	解除	弊社の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
	解約	ご契約者の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
こ	告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって弊社が告知を求めたものをいいます（注）。 （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
さ	再調達価額	損害が生じた地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
	残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
し	敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一ご契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
	住宅	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
	乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいい、定期券および回数券は除きます。
	親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
す	水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩 ^{なだれ} をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
そ	損害	賠償損害、費用および消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た	宅配物	保険証券記載の住宅およびその同一の敷地内の荷受人が指定した場所に届けられた荷物で、荷受人または荷受人の同居の親族によって、その場所から移動されていないものをいいます。
	他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
と	同居	同一家屋（注）に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。独立した住宅で、台所等の生活用設備を有さない「はなれ」や「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 （注）住宅の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合（玄関が別々で双方の居住区分への移動が不可能な構造の場合をいいます。）は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。
	盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
	は	配偶者
ひ	美術品等	貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董 ^{とう} 、彫刻物その他の美術品をいいます。
	被保険者	保険の補償を受けられる方をいい、保険証券記載の被保険者をいいます。
ふ	風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

	用語	定義
ほ	保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。ただし、保険の対象が美術品等の場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価格をいいます。
	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	ご契約金額をいい、弊社が支払う保険金の限度額で、保険証券記載の保険金額（支払限度額）をいいます。
	保険の対象の価額	再調達価額をいいます。ただし、保険の対象が美術品等の場合は、保険価額をいいます。
み	未婚	これまでに婚姻歴のないことをいいます。
む	無効	この保険契約の全部の効力を、保険期間の初日にさかのぼって失うことをいいます。
め	免責金額	ご契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。
よ	預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

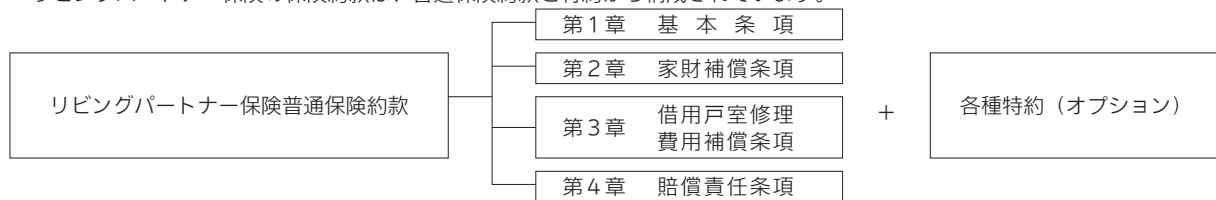
I. リビングパートナー保険について

1. リビングパートナー保険の概要

リビングパートナー保険は、① 火災などによる家財の損害の補償（家財補償） ② 借戸室の修理費用の補償（借戸室修理費用補償）および③ 大家さんなどへの賠償責任の補償（賠償責任補償）の3つの補償を標準プランとしてセットしています。住宅に収容されている家財を保険の対象とし、再調達価額を基準に保険金をお支払いします。

【リビングパートナー保険の商品構成の概要】

リビングパートナー保険の保険約款は、普通保険約款と特約から構成されています。



2. 普通保険約款で補償の対象となる事故（保険金をお支払いする場合）

普通保険約款で補償の対象となる事故については、「V. 補償の内容一覧」にてご確認ください。

「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金」を一覧にしています。

3. ご契約にセットできる特約

この保険にセットできる主な特約については、「V. 補償の内容一覧」にてご確認ください。

「保険金をお支払いする場合」「お支払いする保険金」を一覧にしています。

4. 補償の対象となる地域

リビングパートナー保険は、日本国内での事故による損害を補償の対象とします。

5. 保険の補償を受けられる方（被保険者）

リビングパートナー保険で家財の補償を受けられる方（被保険者）は、保険証券に記載された保険の対象の所有者となります。

賠償責任に関する補償の場合は、保険証券に記載された被保険者本人の他に、① 本人の配偶者 ② 本人またはその配偶者の同居の親族 ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ④ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注1）。ただし、本人に関する事故に限ります。 ⑤ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。 ⑥ ①から③まで以外の本人の同居人（注3）

（注1）監督義務者に代わって本人を監督する者は、本人の親族に限ります。

（注2）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。

（注3）賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。

II. ご契約時にご注意いただきたいこと

※ 普通保険約款に該当する条文がある場合は、参照先を記載しています。

1. 保険の対象

（リビングパートナー保険普通保険約款 第2章家財補償条項 第1条）

（1）保険の対象となるもの

保険の対象は、専用住宅または店舗兼住宅、事務所兼住宅などの併用住宅に収容されている家財（注）となります。

共用部分または物置、車庫その他の付属住宅に収容される家財（注）を含みます。なお、敷地内に所在する宅配物は家財に含まず。

（注）被保険者と同居または生計を共にする親族および被保険者の同居人（賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。）の所有する家財で保険証券記載の住宅に収容されているものを含みます。

（2）保険の対象とならないもの

① 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車（道路運送車両法第2条（定義）第3項に定める原動機付自転車をいいます。）を除きます。）、船舶または航空機およびこれらの付属品

② 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、乗車券等、切手または印紙その他これらに類する物（注）

③ 動物または植物

④ 稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物など

（注）通貨、小切手、預貯金証書、乗車券等、切手または印紙に盗難による損害が生じた場合は、所定の限度額内で補償の対象となります。ただし、生活用のものに限ります。

（3）被保険者が所有する場合に保険の対象となるもの

① 畳、建具など

② 電気、通信、ガス、給排水、冷房・暖房などで住宅に付加した設備

③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚などで住宅に付加したもの

④ 換気扇、自動温水器、ルームクーラーなどで住宅に付加した器具

2. 告知義務

（リビングパートナー保険普通保険約款 第1章基本条項 第3条）

ご契約者または被保険者には、お申込みの際に、「事故（損害）発生の可能性にかかわる重要な事項」として、保険契約申込書の告知事項欄に事実を正確にご回答いただく義務があります（告知義務）。主な告知事項は次のとおりです。実際にご契約いただいたお客さまの告知事項は保険証券にてご確認ください。

主な告知事項

◆家財を収容する保険証券記載の住宅の情報：所在地、建物の構造・用法等	
◆他の保険契約等に関する情報：家財を保険の対象とする他の保険契約または共済契約に関する情報	など

ご契約者または被保険者が、事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合には、次のいずれかとなります。

① ご契約者または被保険者に故意または重大な過失があった場合	「告知義務違反」として、ご契約者に対する書面による通知をもって、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合で、正しく告知されなかった事項と事故（損害）とに因果関係があるときには、保険期間の初日から保険金をお支払いできませんのでご注意ください。その場合で、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することがあります。
② ご契約者または被保険者に故意または重大な過失がなかった場合	正しく告知されなかったことによりご契約内容を変更する場合、追加保険料が必要となるとき、または保険料を返還する場合があります。計算式については、＜保険料の返還・追加の取扱い＞をご参照ください。 なお、追加保険料は、保険料の払込猶予がある場合を除き、ご契約内容の変更と同時に追加保険料を払い込みください。 弊社が追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがない場合、ご契約者に対する書面による通知をもって、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。その場合で、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することがあります。

3. 構造級別

構造級別は、保険の対象である家財を収容する住宅の構造に基づき（1）のとおりに決まります。

（1）住宅の構造級別

住宅の構造	構造級別	
	住宅物件	一般物件
① 次のいずれかに該当する共同住宅 ア. コンクリート造建物 イ. コンクリートブロック造建物 ウ. れんが造建物 エ. 石造建物 オ. 耐火被覆鉄骨造建物	M構造	1級
② 耐火建築物（注1）の共同住宅		
① 次のいずれかに該当する建物 ア. コンクリート造建物 イ. コンクリートブロック造建物 ウ. れんが造建物 エ. 石造建物 オ. 耐火被覆鉄骨造建物 カ. 鉄骨造建物	T構造	1級
② 耐火建築物（注1）		
③ 準耐火建築物（注2）		1級
④ 省令準耐火建物		2級
上記に該当しない建物	H構造	3級

（注1）「耐火構造建築物」「主要構造部が耐火構造の建物」「主要構造部が建築基準法施行令第108条の3第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の建物」を含みます。

（注2）「特定避難時間倒壊等防止建築物」「主要構造部が準耐火構造の建物」「主要構造部が準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造の建物」を含みます。
(2022年4月現在)

(2) 確認方法

① 建築確認申請書による確認

建築確認申請書の第四面の記載内容にて前表の「耐火建築物」「準耐火建築物」の確認ができる場合があります。(注1)

なお、1960年以降に新築された地上4階建て以上で地上3階以上の階が共同住宅(注2)である鉄骨造建物は「耐火建築物」になります。

② ハウスメーカーの商品名による確認

ハウスメーカーが建築する住宅の場合、ハウスメーカーの会社名と商品名称をもとに確認できる場合があります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

③ 主要構造部(木骨、鉄骨など)による確認

建物の主要構造部の構造と前表を照合しご確認ください。

(注1) 建築確認申請書で確認ができない場合、弊社所定の確認書にてご確認ください。

(注2) 地上3階以上の階において、1つの階に2つ以上の住宅を有する共同住宅部分があることをいいます。

4. 保険金額

保険金額は、再調達価額を基準にお決めいただきます。

再調達価額の確認は、次のような方法がありますが、詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

<再調達価額の確認方法>

住宅の専有延床面積および世帯主年令から平均的な家財の再調達価額を算出する方法などがあります。

※ 超過保険のご注意

保険金額が再調達価額を超えて設定されたご契約は、「超過保険」となり、お支払いする保険金の額は再調達価額が限度となります。

5. 美術品等の取扱い

美術品等の場合で、1個または1組ごとの損害の額が30万円を超えるときは、損害の額を1個または1組ごとに30万円とみなして保険金をお支払いします(損害の額が30万円を超える部分に対しては保険金をお支払いできません。)

なお、地震保険では、1個または1組の価額が30万円を超える美術品等は、補償の対象となりません。

6. 保険期間

保険期間は、原則1年から5年までの整数年でお決めください(1年未満の短期契約はできません。)。実際にご契約いただいた保険期間は、保険証券にてご確認ください。

また、ご契約を継続される場合、保険期間の開始日が継続前契約の保険期間の終了日(満期日)と同一でないときは、補償ができない無保険期間が発生してしまいますので、忘れずに継続手続きをお取りください。

7. 保険責任の開始日時

保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まります。

保険期間が始まった後であっても、取扱代理店・扱者または弊社が保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

(注) 保険契約申込書または保険証券に、これと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

8. 保険料

(1) 保険料

保険料は、保険の対象となる家財を収容する住宅の所在地、構造に関係なく全国同一となっており、保険金額、保険期間などによって決定されます。実際にご契約いただいた保険料は、保険証券にてご確認ください。

(2) 保険料の払込方法および払込手段

保険料の払込方法は「一時払」のみとなります。

払込手段は、取扱代理店または扱者による集金、銀行振込による払込み、クレジットカード払またはコンビニエンスストア払など（注）があります。ただし、ご契約内容によりお選びいただけない払込手段があります。なお、保険料はご契約と同時に払い込みください。

(注) 銀行振込などの場合は着金日が保険料の領収日となりますが、コンビニエンスストア払では、保険料を店頭で払い込んだ時が保険料の領収日となります。払込みの控えは保険証券がお手元に届くまで大切に保管してください。なお、「保険証券等の発行省略特約」がセットされている場合は保険証券が発行されません。

9. 団体扱のご契約

団体の構成員の方がご契約される場合は、団体（注1）と弊社の間で「保険料集金に関する契約書」を締結いただくことにより、団体経由で保険料の払込みが可能となる団体扱があります。

ご契約いただく場合は、ご契約者および保険の対象である家財の所有者（被保険者）が次の条件に該当する方に限られます。

ご契約者	団体に勤務し毎月給与の支払いを受けている方（注2）
保険の対象である家財の所有者	① ご契約者 ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居の親族 ④ ①または②の別居の扶養親族

(注1) 団体から保険料の集金の委託を受けている者を含みます。

(注2) 勤務していた団体を退職した方も対象となる場合があります。詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

10. 補償の重複

ご契約される個人賠償責任補償、借家人賠償責任補償が既にご加入の別の保険契約にセットされている場合には、補償が重複することがあります。既にご加入の別の保険契約の補償内容もご確認いただき、ご不明な点がございましたら、取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。

11. 満期返戻金および配当金

この保険には満期返戻金および契約者配当金はありません。

12. その他ご注意いただきたいこと

- (1) 保険料を払い込みいただきますと、「団体扱特約」など特定の特約をセットした場合を除き、弊社所定の保険料領収証が発行されます。保険証券が届くまで大切に保管してください。また、ご契約手続きから1か月を過ぎても保険証券が届かない場合は取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。なお、「保険証券等の発行省略特約」がセットされている場合は保険証券が発行されません。
- (2) 損害保険会社、共済などの間では、保険金支払が迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわるご契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行うことがあります。確認した内容は、前記目的以外には利用しませんのであらかじめご了承ください。
- (3) 賠償責任に関する補償においてお支払いする保険金は、法律上の損害賠償責任の額となります。被保険者が被る法律上の損害賠償責任の額は、適用される法律や被害者に生じた損害の額および責任割合などに応じて決まります。この補償においては、被保険者が被害者に対して、お見舞金を支払った場合などでも、法律上の損害賠償責任として認められないものに対しては、保険金のお支払いができませんのでご注意ください。
- (4) 法人等のご契約に「法人等契約の被保険者に関する特約」をセット（注）することにより、「法人等の役員または従業員で、保険証券記載の住宅に居住する方」が自動的に被保険者となります。従業員の入れ替わりの際にも被保険者変更の手続きをする必要はありません。なお、個人事業主の場合でもこの特約をセットいただけます。
(注) 「法人等契約の被保険者に関する特約」がセットされる場合は、「引越中家財の事故」は補償の対象外となります。また、「運送人に対する代位求償権不行使特約」はセットされません。

Ⅲ. ご契約後にご注意いただきたいこと

※ 普通保険約款に該当する条文がある場合は、参照先を記載しています。

1. 保険証券の保管

保険証券はご契約内容を記載している重要な書類です。保険証券の表示内容をご確認のうえ、大切に保管ください。万一、記載事項などに誤りがある場合は取扱代理店・扱者または弊社までお問い合わせください。なお、「保険証券等の発行省略特約」がセットされている場合は保険証券が発行されません。

2. 通知義務

(リビングパートナー保険普通保険約款 第1章基本条項 第4条、第5条)

(1) 通知義務

ご契約者または被保険者には、ご契約の後、告知事項のうち一部の事項（通知事項）に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務があります（通知義務）。主な通知事項は次のとおりです。実際にご契約いただいたお客さまの通知事項は保険証券にてご確認ください。

通知事項

- ◆家財を収容する建物の構造、用法を変更した場合
- ◆家財の収容場所を他の場所へ移転した場合

通知事項は、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社までご通知ください。ご契約者または被保険者が、遅滞なく通知されなかった場合には、次のいずれかとなります。

① ご契約者または被保険者に故意または重大な過失があった場合で、かつ、ご契約内容の危険が増加したとき	「通知義務違反」として、ご契約者に対する書面による通知をもって、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合で、ご契約内容の危険増加をもたらした事項と事故（損害）とに因果関係があるときは、ご契約の危険が増加した時から保険金をお支払いできませんのでご注意ください。その場合で、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することがあります。
② ご契約者または被保険者に故意または重大な過失がなかった場合	ご通知いただいた内容によって、追加保険料が必要となる場合、または保険料を返還する場合があります。計算式については、＜保険料の返還・追加の取扱い＞をご参照ください。 なお、追加保険料は、保険料の払込猶予がある場合を除き、ご契約内容の変更と同時に払い込みください。弊社が追加保険料を請求したにもかかわらず相当の期間内にその払込みがない場合、ご契約者に対する書面による通知をもって、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合、保険金をお支払いできません（注）のでご注意ください。その場合で、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することがあります（注）。

(注) ご契約内容の危険が増加する前の事故については保険金をお支払いします。

(2) 通知義務以外の変更事項

「(1) 通知義務」の通知事項の他、次のいずれかに該当する場合は、通知事項に該当しませんが取扱代理店・扱者または弊社までご通知ください。

「(1) 通知義務」同様、ご通知いただいた内容によって、追加保険料を請求する場合、または保険料を返還する場合があります。計算式については、＜保険料の返還・追加の取扱い＞をご参照ください。

なお、追加保険料は、保険料の払込猶予があるときを除き、ご契約内容の変更と同時に払い込みください。追加保険料の払込みがない場合は、補償が拡大された部分については保険金をお支払いできません。

お知らせいただく変更事項

- ◆家財の価額が著しく減少した場合
- ◆ご契約者の住所または通知先を変更した場合
- ◆家財を売却、譲渡する場合

(3) 引受範囲を超える場合

「(1) 通知義務」の通知事項に変更が生じた場合で次のいずれかに該当するときは、弊社の引受範囲を超えることから、ご契約者に対する書面による通知をもって、ご契約を解除することがあります（注）。ご契約を解除した場合、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。その場合で、

既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することがあります。

引受範囲を超える事項

- ◆家財の所在地が日本国外となった場合
- ◆居住用の住宅として使用されなくなった場合など、リビングパートナー保険でお引受けできない用途に変更された場合

(注) ご通知いただいた内容によっては他の火災保険への切替などをご案内します。

(4) 被保険者の転居における自動補償

被保険者の転居により保険の対象である家財の全部を他の場所に移す場合、住民票の転出日である移転日の翌日から30日以内に書面によりご通知いただき、弊社がこれを受領したときに限り、移転日からご通知いただくまでの期間は住民票の転入地を保険の対象の所在地として補償します。

3. ご契約者の住所変更

(リビングパートナー保険普通保険約款 第1章基本条項 第6条)

ご契約の後に、保険証券記載の住所または通知先に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社までご通知ください。

4. 保険の対象の譲渡

(リビングパートナー保険普通保険約款 第1章基本条項 第7条)

ご契約の後に、被保険者が保険の対象である家財を譲渡する場合において、ご契約者がこの保険に適用される普通保険約款および特約の権利および義務を譲受人に移転させるときは、必ず譲渡前に取扱代理店・扱者または弊社まで書面によりご通知ください。弊社がこれを承認する場合、普通保険約款および特約の権利および義務は、保険の対象である家財が譲渡された時に譲受人に移転します。

5. 保険契約の無効

(リビングパートナー保険普通保険約款 第1章基本条項 第8条)

ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結したご契約は無効となります。なお、ご契約が無効となった場合、保険料は返還しません。

6. 保険契約の取消し

(リビングパートナー保険普通保険約款 第1章基本条項 第9条)

ご契約者または被保険者の詐欺または強迫によってご契約を締結した場合は、弊社はご契約者に対する書面による通知をもって、ご契約を取り消すことができます。なお、ご契約を取り消した場合、保険料は返還しません。

7. 保険金額の調整

(リビングパートナー保険普通保険約款 第1章基本条項 第10条)

- (1) ご契約の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、ご契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、ご契約者から弊社への通知をもって、その超過部分について取消しをすることができます。その場合、取り消された部分に対応する保険料はご契約時にさかのぼって返還します。
- (2) ご契約の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、将来に向かって、保険金額を、減少後の保険の対象の価額まで、減額することができます。その場合、減額された部分に対応する保険料は返還します。返還保険料の計算式については、<保険料の返還・追加の取扱い>をご参照ください。

8. ご契約を解約される場合

(リビングパートナー保険普通保険約款 第1章基本条項 第11条)

ご契約を解約される場合には、取扱代理店・扱者または弊社まで、書面による通知または弊社の解約受付窓口への電話による通知が必要になります。ご契約内容または保険料払込方法などによって、保険料を返還または未払込保険料を請求することがあります。なお、満期近くで解約された場合は保険料が返還されない場合もありますので、あらかじめご了承ください。返還保険料の計算式については、<保険料の返還・追加の取扱い>をご参照ください。

9. 重大事由による解除

(リビングパートナー保険普通保険約款 第1章基本条項 第12条)

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約者に対する書面による通知をもってご契約を解除することがあります。

- ① ご契約者または被保険者が、保険金を支払わせる目的で損害を生じさせた場合
- ② 被保険者が保険金の請求について詐欺を行った場合
- ③ ご契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

など

なお、この場合には、一部または一部の保険金をお支払いできません。また、既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することがあります。
(③の場合で、被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められない場合を除きます。)

10. クーリングオフ（ご契約申込みの撤回）

保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であっても、お申込みの撤回またはご契約の解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または重要事項説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に必ず、弊社「クーリングオフ係」宛(注)に図のような書面を郵送（8日以内の消印有効）いただくか、弊社ホームページ「ご契約者さま」の各種お手続きに掲載のお申出フォームでご通知（8日以内の発信日有効）ください。(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>)
次のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

- ・ 保険期間が1年以下のご契約
- ・ 営業または事業のためのご契約
- ・ 法人または社団・財団等が締結したご契約
- ・ 質権が設定されたご契約
- ・ 第三者の担保に供されているご契約
- ・ 質貸借契約等により債務の履行を担保とするために保険契約の付保を義務付けられているご契約
- ・ 「通信販売に関する特約」に基づき申し込まれたご契約

(注) 取扱代理店・扱者では、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。

<ハガキ*の記載内容>

表面[宛先]

<input type="checkbox"/>	1308560
東京都墨田区錦糸1-2-4	
AIG損害保険株式会社	
クーリングオフ 係	

裏面[記載事項]

①クーリングオフする旨のお申出
②ご契約者住所
③ご契約者署名
④ご連絡先電話番号
⑤契約申込年月日
⑥申し込まれた保険の種類 (商品名)
⑦証券番号または領収証番号
⑧取扱代理店名・扱者名

*封書でのお申出も可能です。

●クーリングオフの場合には、既に払込みいただいた保険料はお返しいたします。また、弊社および取扱代理店・扱者はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、保険期間の開始日

(保険期間の開始日以降に保険料が払い込まれたときは、弊社が保険料を受領した日) から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

●既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

11. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、弊社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や返還保険料は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や返還保険料は100%補償されます。

12. 個人情報の取扱い

弊社は、この契約に関する個人情報を次の目的のために利用します。

- ① 保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- ② 日本におけるグループ会社・提携会社等が取り扱うサービスや各種商品のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 弊社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- ④ お客さまのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- ⑤ その他前記に付随する業務

また、次の場合に本契約の個人情報を外部へ提供することがあります。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(弊社代理店を含みます。)へ委託する場合
- ② 再保険(再々保険以降の出再を含みます。)の手続きをする場合(外国にある事業者との手続きを含みます。)
- ③ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- ④ その他法令に根拠がある場合

ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、各種法令に従い、業務の適切な運営の確保およびその他必要と認められる範囲に限定します。また、個人番号(マイナンバー)を含む特定個人情報の利用目的は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)に定められている範囲に限定します。

前記に関わる個人情報の取扱い(プライバシーポリシー)の詳細は、弊社ホームページをご覧ください。

(URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo/company/direction/privacy-policy>)

IV. 事故が起こった場合の手続き

※ 普通保険約款に該当する条文がある場合は、参照先を記載しています。

1. 保険金のお支払いの流れ

Step 1 事故発生のご連絡

火災・盗難などの事故状況や被害の程度などについて、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

◆事故対応の打合せ

- 必要に応じて、事故対応のアドバイスや罹災現場の確認をします。

◆必要書類のご案内など

- お客さまのご契約内容を確認し、補償の内容をご案内します。
- 保険金請求に必要な書類についてご案内します。

Step 2 書類のご手配、ご提出

保険金請求書などへのご記入、見積書・損害写真などご手配をいただき、ご提出ください。

◆ご請求内容の確認

- 保険金をお支払いするために必要な確認をします。
- お支払いする保険金の額を算出し、保険金をお支払いします。

Step 3 保険金の受取り

お支払金額、お支払先などをお客さまに書面でご案内いたしますので、ご確認ください。

※ 事故の内容・状況などによっては、異なった流れとなる場合があります。

2. 事故発生時のご注意

- (1) 事故のご通知は遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
 - (2) 事故発生時には特に次の点にご注意ください。
 - ① 負傷者がいる場合は救護措置を図り、二次被害などの損害の拡大防止に努める行動をお取りください。
 - ② 同一の事故を補償する他の保険契約（共済契約を含みます。）の有無およびその内容をお知らせください。
 - ③ 書類のご提出など弊社が行う損害調査にご協力ください。
 - (3) 「保険が使える」と言って住宅修理サービスなどの勧誘を行う業者とのトラブルが増加しています。このような業者が来てもすぐに住宅修理サービスなどの契約はせずに、取扱代理店・扱者または弊社にご相談ください。
- ※ 事故発生時における対応（事故発生時の義務）の詳細は、保険の約款でご確認ください。万一、正当な理由がなく、これらの事故発生時の義務をお守りいただけない場合は、保険金を削減することがありますので、あらかじめご注意ください。

3. 示談交渉

万一、被保険者ご自身が法律上の損害賠償責任を負担する事故が起きたときは、弊社が被保険者に代わり被害者（事故の相手方）との示談交渉を行います（注）。

なお、弊社にご相談無く約束された示談内容・念書の内容については全額お支払いできない場合があります。

（注）被害者が弊社と直接折衝することに同意しない場合などは除きます。

4. 保険金の請求に必要となる書類

（リビングパートナー保険普通保険約款 第1章基本条項 第19条）

保険金のご請求にあたっては、次の書類をご提出いただきます。詳細は、事故の担当者よりご案内します。

① 保険金請求書、被保険者本人確認書類	保険金請求書、戸籍謄本／除籍謄本／法定相続権者からの委任状、代理請求に係る資格確認書類、登記簿謄本／固定資産台帳／領収証など保険の対象の所有権を証明する資料	など
② 事故・盗難の発生を確認できる書類	罹災証明書、交通事故証明書、所轄警察署の証明書またはこれに代わるべき書類	など
③ 事故の原因・発生の状況を確認できる書類	事故発生原因および発生状況についての説明書または調査報告書	など
④ 損害の対象および程度を確認できる書類	売買契約書、損害見積書、損傷箇所の写真、修理見積書、固定資産台帳、保険の対象を取得した時の領収証	など
⑤ 関連して支出した費用を確認できる書類	費用請求書、実際に支出した費用の領収証（残存物の取片づけに関する解体、廃材処分費用、消火薬剤交換費用など）	
⑥ 他の保険契約等の有無および内容を証する書類	他の保険契約等の保険契約申込書または保険証券の写し	など
⑦ 賠償事故に関する書類	事故の相手方（事故発生の原因者を含みます。）との約束を記した示談書や念書、損害賠償責任保険金示談書、損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類	など
⑧ 保険金の額を確定するために必要な書類	保険金支払額承諾書	など

※ 事故の内容または損害の額などにより、これら以外の書類もしくは確認資料の提出または弊社が行う調査へのご協力をお願いする場合があります。

5. 代理請求制度

(リビングパートナー保険普通保険約款 第1章基本条項 第19条)

被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がないときは、次の①から③のいずれかの方がその事情を示す書類により弊社に申請いただき、弊社の承認を得ることで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます(注1)。

① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注2)

② ①に該当する方がいない場合または①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注3)

③ ①および②に該当する方がいない場合または①および②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注2)または②以外の3親等内の親族(注3)

(注1) 被保険者の代理人へ保険金が支払われた後に重複して保険金の請求があった場合、保険金はお支払いできません。

(注2) 法律上の配偶者に限ります。

(注3) 法律上の親族に限ります。

6. 保険金のお支払い時期

(リビングパートナー保険普通保険約款 第1章基本条項 第20条)

弊社は、保険金の請求完了日(注1)から、その日を含めて30日以内に、損害の程度、保険金支払対象事故が否か(有無責)などの必要な確認を終え、保険金をお支払します。ただし、次の特別な照会または調査が必要な場合は、請求完了日(注1)からその日を含めて各項目に定める日数(注2)を経過する日までとすることがありますので、その場合は、別途、被保険者にご案内します。

事故原因・有無責・因果関係などを確認するための、警察、消防などの公の機関による捜査・調査結果の照会	180日
事故原因・有無責・因果関係などを確認するための、医療、検査機関などの専門機関による診断、鑑定結果の照会	90日
後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、専門機関による審査の結果の照会	120日
災害救助法が適用された地域において、事故原因・有無責・因果関係などを確認するための調査	60日
日本国内で必要な確認が取れない場合の、日本国外における調査	180日

(注1) 「4. 保険金の請求に必要な書類」および「5. 代理請求制度」に記載する必要書類をご提出いただき、所定の手続きを完了した日をいいます。

(注2) ご契約者または被保険者が正当な理由がなく調査を妨げたり、必要な協力を行わないなどにより調査が遅れるような場合は、それにより遅延した期間は上記の日数には算入されません。

7. 他の保険契約(共済契約を含みます。)がある場合のお支払い方法

(リビングパートナー保険普通保険約款 第2章家財補償条項 第5条)

(リビングパートナー保険普通保険約款 第3章借戸室修理費用補償条項 第4条)

(リビングパートナー保険普通保険約款 第4章賠償責任条項 第8条)

同一の事故に対して補償が受けられる他の保険契約(共済契約を含みます。)がある場合でも、弊社は、ご契約によりお支払いすべき保険金の額をお支払します(注)。ただし、発生した損害に対して既に支払われた保険金の有無によって、弊社がお支払いする保険金の額が異なる場合があります(注)。

また、弊社または他の保険会社への保険金請求の順序によっては受け取る保険金の総額が異なる場合があります。詳細は保険の約款にてご確認ください。

(注) 他の保険契約(共済契約を含みます。)から重複して補償を受けることはできませんのでご注意ください(万一、他の保険契約および弊社より、重複して同一の補償を受けた場合は、弊社が支払った保険金の全額または一部の返還を請求することがあります。)

8. 保険金をお支払いした後の債権（代位）

（リビングパートナー保険普通保険約款 第1章基本条項 第22条）

保険金をお支払いするその原因が第三者にあり、被保険者が損害賠償請求権その他債権を取得した場合、その債権は弊社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②の額を限度とします。

① 弊社が損害の額の全額を保険金としてお支払いした場合
被保険者が取得した債権の全額

② 上記①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額（弊社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、弊社に移転した債権よりも優先して弁済されます。）

9. 時効

（リビングパートナー保険普通保険約款 第1章基本条項 第21条）

保険金の請求権は、保険金の請求権が発生した時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。それ以後は請求できなくなりますので、お早めにご請求ください。

10. 被害者（事故の相手方）の先取特権

（リビングパートナー保険普通保険約款 第4章賠償責任条項 第9条）

賠償責任保険においては、被害者（事故の相手方）に先取特権（注）があります。

（注）被保険者に他の債権者がいる場合であっても、被害者が保険金から優先的に賠償金の支払いを受けられる権利をいいます。

V. 補償の内容一覧

1. 損害保険金

事故の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
① 火災・落雷・破裂・爆発	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって保険の対象である家財について損害が発生した場合	(1) 保険金額を限度とし、次の算式(注)によって算出した額を損害保険金として支払います。
② 風災・雹災・雪災	風災、雹災または雪災によって保険の対象である家財について損害(注1)(注2)が発生した場合 (注1) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、住宅の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が②の事故によって破損し、その破損部分から住宅の内部に吹き込むことによって生じた損害に限ります。 (注2) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが明らかでないときは、1回の事故により生じたものと推定します。	$\text{損害保険金の額} = \text{損害の額}$ <p>(注) 美術品等の場合で、1個または1組ごとの損害の額が30万円を超えるときは、算式の損害の額を1個または1組ごとに30万円とみなします。</p> <p>(2) (1)に定める損害保険金として支払うべき損害の額は、その保険の対象の再調達価額(注1)によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、次の算式によって算出した額とします。</p>
③ 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等	住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または住宅内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって、保険の対象である家財について損害が発生した場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは③の事故による損害を除きます。	$\begin{array}{l} \text{損害の額} \\ \text{(注2)} \\ \text{(注3)} \end{array} = \text{修理費} - \begin{array}{l} \text{修理に伴って生じた} \\ \text{残存物がある場合は、} \\ \text{その価額} \end{array}$ <p>(注1) 保険の対象が美術品等の場合は保険価額とします。 (注2) 保険の対象が美術品等以外の場合は、その保険の対象の再調達価額を限度とし、保険の対象が美術品等の場合は、その保険の対象の保険価額を限度とします。 (注3) 保険の対象が宅配物の場合は、宅配事業者が提供する補償制度等により補償を受けることができるときは、それらの額を控除した額とします。</p>
④ 給排水設備の事故等による水濡れ	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(注)による水濡れによって保険の対象である家財について損害が発生した場合。ただし、②もしくは③の事故による損害または給排水設備自体に生じた損害を除きます。 ① 給排水設備に生じた事故 ② 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故 (注) 水が溢れることをいいます。	
⑤ 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為	騒擾およびこれに類似の集団行動(注)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象である家財について損害が発生した場合 (注) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穏が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。	
⑥ 盗難	盗難によって保険の対象である家財について盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合	

事故の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金						
⑦ 通貨等の盗難	<p>保険証券記載の住宅内における次に掲げるもの（注）のいずれかの盗難によって損害が生じた場合</p> <p>① 通貨、小切手、切手または印紙。ただし、小切手の盗難により損害が生じた場合には、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。</p> <p>ア. ご契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届け出たこと</p> <p>イ. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払いがなされたこと</p> <p>② 預貯金証書。ただし、次のアおよびイに掲げる事実があったことを条件とします。</p> <p>ア. ご契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先あてに被害の届出をしたこと</p> <p>イ. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出されたこと</p> <p>③ 乗車券等 （注）生活用のものに限りです。</p>	<p>①の算式によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、②の額を限度とします。</p> <p>① 損害保険金</p> $\boxed{\text{損害保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額}}$ <p>② 支払限度額</p> <table border="1" data-bbox="911 327 1481 526"> <tr> <td>ア. 通貨、小切手、切手または印紙</td> <td>1回の事故につき、1世帯ごとに20万円</td> </tr> <tr> <td>イ. 預貯金証書</td> <td>1回の事故につき、1世帯ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>ウ. 乗車券等</td> <td>1回の事故につき、1世帯ごとに20万円</td> </tr> </table>	ア. 通貨、小切手、切手または印紙	1回の事故につき、1世帯ごとに20万円	イ. 預貯金証書	1回の事故につき、1世帯ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額	ウ. 乗車券等	1回の事故につき、1世帯ごとに20万円
ア. 通貨、小切手、切手または印紙	1回の事故につき、1世帯ごとに20万円							
イ. 預貯金証書	1回の事故につき、1世帯ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額							
ウ. 乗車券等	1回の事故につき、1世帯ごとに20万円							
⑧ 水災	<p>水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象である家財を収容する保険証券記載の住宅ごとに行います。</p> <p>① 保険の対象である家財に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合</p> <p>② 保険の対象である家財を収容する住宅が、床上浸水または地盤面（注）より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である家財に再調達価額の30%未満の損害が生じた場合 （注）床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。</p>	<p>①から⑥までの「お支払いする保険金」と同じ。</p>						
⑨ 不測かつ突発的な事故	<p>不測かつ突発的な事故（注）によって保険の対象である家財について損害が発生した場合 （注）①から⑧までの事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。ただし、給排水設備自体に生じた事故は含みます。</p>	<p>（1）保険金額を限度とし、次の算式（注）によって算出した額を損害保険金として支払います。</p> $\boxed{\text{損害保険金の額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{免責金額（3万円）}}$ <p>（注）美術品等の場合で、1個または1組ごとの損害の額が30万円を超えるときは、算式の損害の額を1個または1組ごとに30万円とみなします。</p> <p>（2）（1）に定める損害保険金として支払うべき損害の額は、①から⑥までの「お支払いする保険金」（2）と同じ。</p>						

事故の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
⑩ 引越中家財の事故	<p>被保険者が転居する際、保険の対象である家財をその収容する保険証券記載の住宅から転居先の住宅に運送中（注）において、日本国内で生じた①から⑥までおよび⑨の事故によって保険の対象である家財について損害が発生した場合</p> <p>（注）保険の対象を収容する住宅において運送用具への積み込み作業に着手した時に始まり、転居先での荷卸し作業を終了した時までとし、運送業者による運送に付随する一時保管を含むものとします。</p>	<p>（1）1回の事故につき、100万円を限度とし、次の算式（注1）によって算出した額を損害保険金として支払います。</p> $\text{損害保険金の額} = \text{損害の額} - \text{免責金額（注2）}$ <p>（注1）美術品等の場合で、1個または1組ごとの損害の額が30万円を超えるときは、算式の損害の額を1個または1組ごとに30万円とみなします。</p> <p>（注2）⑨の事故のみ、3万円を適用します。</p> <p>（2）（1）に定める損害保険金として支払うべき損害の額は、①から⑥までの「お支払いする保険金」（2）と同じ。</p>

2. 費用保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
① 事故時諸費用保険金	「1. 損害保険金」の①から⑤までまたは⑨の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたために臨時に費用が生ずるとき	<p>1回の事故につき、1世帯ごとに100万円を限度とし、次の算式によって算出した額を支払います。</p> $\text{事故時諸費用保険金の額} = \text{損害保険金} \times \text{保険証券記載の支払割合}$
② 残存物取片づけ費用保険金	「1. 損害保険金」の①から⑥まで、⑧または⑨の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用が生ずるとき	<p>損害保険金の10%に相当する額を限度とし、次の算式によって算出した額を支払います。</p> $\text{残存物取片づけ費用保険金の額} = \text{残存物取片づけ費用の額}$
③ 地震火災費用保険金	<p>地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当し、それによって臨時に費用が生ずる場合。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象である家財を収容する保険証券記載の住宅ごとに行います。</p> <p>① 保険の対象である家財を収容する保険証券記載の住宅が半焼以上となったとき（注1）</p> <p>② 保険の対象である家財が全焼となったとき（注2）</p> <p>（注1）保険証券記載の住宅の主要構造部の火災による損害の額が、その住宅の再調達価額の20%以上となった場合、または保険証券記載の住宅の焼失した部分の床面積のその住宅の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。</p> <p>（注2）家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には美術品等は含みません。</p>	<p>1回の事故（注1）につき、1世帯ごとに300万円を限度とし、次の算式によって算出した額を支払います。</p> $\text{地震火災費用保険金の額} = \text{保険金額（注2）} \times \text{支払割合（5\%）}$ <p>（注1）72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して1回の事故とみなします。</p> <p>（注2）保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とします。</p>

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
④ 損害防止費用保険金	<p>ご契約者または被保険者が、「1. 損害保険金」①による損害の発生または拡大の防止のために、次に掲げる必要または有益な費用を支出した場合（免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除き、損害保険金が支払われる場合に限ります。）。ただし、③の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用を除きます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消火活動のために費消した消火薬剤等の再取得費用 ② 消火活動に使用したことにより損傷した物の修理費用または再取得費用 ③ 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用（人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。) 	<p>次の算式によって算出した額を損害防止費用保険金として支払います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 損害防止費用保険金の額 = 損害防止費用の額 </div>
⑤ 借戸室修理費用保険金	<p>次の事故により借戸室について損害（注1）が発生した場合で、被保険者（注2）がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実これを修理したときは、その修理費用に対して、修理費用保険金を支払います。ただし、「3. 賠償責任補償」の①によって保険金を支払う場合は、修理費用保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 火災、落雷、破裂・爆発 ② 風災・雹災・雪災 ③ 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等 ④ 給排水設備の事故等による水濡れ ⑤ 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為 ⑥ 盗難 ⑦ 水災 ⑧ 不測かつ突発的な事故（注3） <p>（注1）④の場合は、給排水設備自体に生じた損害を除きます。</p> <p>（注2）保険証券記載の被保険者（注4）をいいます。</p> <p>（注3）①から⑦までの事故を除きます。ただし、給排水設備自体に生じた事故は含みます。</p> <p>（注4）保険証券記載の被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、その親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する者（監督義務者に代わって被保険者を監督する者は、被保険者の親族に限ります。）。ただし、保険証券記載の被保険者に関する事故に限ります。</p>	<p>1回の事故につき、保険証券記載の保険金額（支払限度額）を限度とし、次の算式によって算出した額を支払います。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 修理費用保険金の額 = 修理費用の額 </div>

3. 賠償責任補償

賠償責任保険の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
<p>① 借家人賠償保険</p>	<p>被保険者（注1）の借戸室が被保険者（注1）の責めに帰すべき事由に起因する次の事故により損害（注2）を受けた場合において、被保険者（注1）が借戸室についてその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金を支払います。</p> <p>① 火災、破裂または爆発 ② 盗難 ③ 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（注3）による水濡れ ④ 不測かつ突発的な事故（注4）</p> <p>（注1）この保険における被保険者は、保険証券の本人欄に記載された者（本人）のほか次のいずれかに該当する方です。</p> <p>ア. 本人の配偶者 イ. 本人またはその配偶者の同居の親族 ウ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 エ. 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注5）。ただし、本人に関する事故に限ります。</p> <p>オ. アからウまでのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注6）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。</p> <p>カ. アからウまで以外の本人の同居人（注7）</p> <p>（注2）③の場合は、給排水設備自体に生じた損害を除きます。</p> <p>（注3）水が溢れることをいいます。 （注4）①から③までの事故を除きます。ただし、給排水設備自体に生じた事故は含みます。 （注5）監督義務者に代わって本人を監督する者は、本人の親族に限ります。 （注6）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。 （注7）賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。</p>	<p>（1）1回の事故につき支払う保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額（支払限度額）を限度とします。</p> $\boxed{\text{支払保険金の額}} = \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額}} - \boxed{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}}$ <p>（2）（1）に定める保険金のほか、次の費用の合計額を支払います。</p> <p>① 損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用 ② 他人に損害賠償の請求ができる場合のその権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用 ③ 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ弊社の書面による同意を得て支出した費用 ④ 被保険者の行う折衝または示談について被保険者が弊社の同意を得て支出した費用、および損害賠償責任の解決にあたって被保険者が弊社に協力するために要した費用 ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が弊社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用</p>

賠償責任保険の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
<p>② 個人賠償保険</p>	<p>被保険者（注1）が日本国内において次の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能について、法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金を支払います。</p> <p>① 保険証券記載の住宅および同一敷地内の動産および不動産の所有、使用または管理に起因する偶然な事故</p> <p>② 被保険者（注1）の日常生活（注2）に起因する偶然な事故</p> <p>（注1）この保険における被保険者は、保険証券の本人欄に記載された者（本人）のほか次のいずれかに該当する方です。</p> <p>ア. 本人の配偶者</p> <p>イ. 本人またはその配偶者の同居の親族</p> <p>ウ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子</p> <p>エ. 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注3）。ただし、本人に関する事故に限ります。</p> <p>オ. アからウまでのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注4）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。</p> <p>カ. アからウまで以外の本人の同居人（賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。）</p> <p>（注2）保険証券記載の住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。</p> <p>（注3）監督義務者に代わって本人を監督する者は、本人の親族に限ります。</p> <p>（注4）監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限ります。</p>	<p>①の「お支払いする保険金」と同じ。</p>

<「賠償事故解決特約」について>

①および②については、「賠償事故解決特約」が自動セットされます。この特約により、弊社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の同意を得て、被保険者のために折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行います（注）。

（注）事故の相手の方が弊社と直接折衝することに同意しない場合などは除きます。

4. 主な特約

特約の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
① ドアロック交換費用補償特約	<p>保険証券記載の住宅のドア（注）のかぎが日本国内で盗難された場合において、被保険者が負担したドアロック交換費用に対して、ドアロック交換費用保険金を支払います。</p> <p>（注）住宅または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。</p>	<p>被保険者が実際に支出したドアロック交換費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、3万円を限度とします。</p>
② 臨時賃借・宿泊費用補償特約	<p>「1. 損害保険金」の①から⑥まで、⑧または⑨の事故によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合には、それによって生ずる臨時賃借・宿泊費用に対して、臨時賃借・宿泊費用保険金を支払います。</p> <p>① 保険の対象である家財を収容する保険証券記載の住宅が半損以上となったとき（注1）</p> <p>② 保険の対象である家財が全損となったとき（注2）</p> <p>（注1）保険証券記載の住宅の主要構造部の損害の額が、その住宅の再調達価額の20%以上となった場合、または保険証券記載の住宅の損害を受けた部分の床面積のその住宅の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。</p> <p>（注2）家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。</p>	<p>被保険者が実際に支出した臨時賃借・宿泊費用の額を支払います。ただし、1か月につき10万円かつ1回の事故につき6か月（注）を限度とします。</p> <p>（注）1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月とみなします。</p>

地震保険

I. 地震保険の内容

1. 地震保険の概要

地震保険はご希望されない場合を除き、リビングパートナー保険にあわせてご契約いただきます。

リビングパートナー保険では、地震・噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を原因とする損壊、埋没、流失による損害だけでなく、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についても保険金をお支払いできません。

これらの損害は、リビングパートナー保険とあわせて「地震保険」をご契約いただくことで補償の対象となります。

地震保険をご希望されない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認欄」に地震保険を契約しない旨の確認の署名または捺印をお願いします。なお、地震保険は単独でのご契約はできません。

個人契約の場合、払い込みいただく地震保険料は、地震保険料控除の対象となります。保険証券添付などの控除証明書をご利用ください。（長期契約の場合、2年目以降の控除証明書は別途ご郵送します。）

2. 地震保険の対象

（地震保険普通保険約款 第2章補償条項 第4条）

（1）対象となるもの（保険の対象）

・居住用建物に収容されている家財（生活用動産）

（2）対象とならないもの

- ・営業用什器・備品や商品などの動産
- ・通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車（注）
- ・貴金属、宝石、書画、骨董等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの（注）
- ・稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物（注）

（注）セットでご契約いただくリビングパートナー保険の対象の場合であっても、地震保険では対象となりません。

3. 地震保険の補償内容

（地震保険普通保険約款 第2章補償条項 第2条、第5条）

地震等を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度（全損、大半損、小半損または一部損）に応じて地震保険の保険金額の一定割合（100%、60%、30%または5%）をお支払いします。

	損害の程度	お支払いする保険金
家財	全損のとき	家財の地震保険金額の全額 [時価限度]
	大半損のとき	家財の地震保険金額の60% [時価の60%限度]
	小半損のとき	家財の地震保険金額の30% [時価の30%限度]
	一部損のとき	家財の地震保険金額の5% [時価の5%限度]

※ 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

※ 損害の程度である「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」については、「II. 損害の認定基準」をご参照ください。

※ 時価とは、再調達価額から使用による消耗分を控除して算出した額をいいます。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が12兆円（2022年4月現在）を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。（地震保険普通保険約款 第2章補償条項 第7条）
お支払いする保険金 = 全損、大半損、小半損または一部損の算出保険金 × 12兆円 / 算出保険金総額

<参考>

東日本大震災が発生した際にも、削減することなく保険金は支払われております。また、大震災発生時には、政府は復旧・復興に向け、地震保険以外の様々な施策も実施しています。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

（地震保険普通保険約款 第2章補償条項 第3条）

家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害や、家財の紛失・盗難の場合には保険金をお支払いできません。

II. 損害の認定基準

「I. 地震保険の内容」3の「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」（注）にしたがって行います。
（注）国が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」とは異なります。

<家財の「全損」「大半損」「小半損」「一部損」>

損害の程度	認定の基準
全損	家財の損害額が家財の時価の80%以上
大半損	家財の損害額が家財の時価の60%以上80%未満
小半損	家財の損害額が家財の時価の30%以上60%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満

III. ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 保険金額

セットで契約するリビングパートナー保険の家財の保険金額の30%～50%の範囲で地震保険の保険金額を決めていただきます。ただし、家財の保険金額は、1,000万円が限度額となります。すでに他の地震保険契約があって追加契約するときは、限度額から他の地震保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。

2. 保険期間

（地震保険普通保険約款 第3章基本条項 第9条）

地震保険の補償は、ご契約いただいた地震保険の保険期間初日の午後4時（注）に始まり、保険期間末日の午後4時に終了します。

（注）保険契約申込書または保険証券に、これと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。なお、リビングパートナー保険と同時にご契約いただく場合は、リビングパートナー保険と同一の時刻となります。

3. セットで契約するリビングパートナー保険との関係

（地震保険普通保険約款 第3章基本条項 第33条）

地震保険は、リビングパートナー保険にセットして契約します。

4. セットで契約するリビングパートナー保険の保険期間が1年を超える場合の取扱い

地震保険を1年間ずつ自動的に継続する方式や最高5年までの長期契約を組み合わせてリビングパートナー保険契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。

<保険期間が自動的に継続する方式のご注意>

- ・保険期間が満了する前月10日までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動的に継続されます。
- ・継続されるご契約の保険料は、払込期日までに払い込みください。払込みのない場合には、払込前の損害には保険金をお支払いできないことがあります。

5. 対象となる家財を収容する建物の構造と所在地

地震保険の保険料は、建物の構造および建物の所在地によって決まります。このため構造や所在地に誤りがないかご確認ください。

<建物の構造>

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険度合いを勘案し、セットで契約するリビングパートナー保険の構造級別により、イ構造とロ構造(注)の2つに区分されています。(イ構造→リビングパートナー保険の構造がM構造・T構造または1級構造・2級構造の場合、ロ構造→リビングパートナー保険の構造がH構造または3級構造の場合)。

(注)2010年1月改定に伴い、構造区分が変更となり保険料が引上げとなる場合には、経過措置が適用されて保険料負担が軽減される場合があります。適用条件など詳しくは取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

<建物の所在地>

都道府県別に区分されています。

IV. 警戒宣言発令後の地震保険の取扱い

(地震保険普通保険約款 第3章基本条項 第14条)

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の対象(家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

<参考>東海地震に係る地震防災対策強化地域(2012年4月1日現在)

都県	市町村
東京	<村> 新島、神津島、三宅
神奈川	<市> 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 <町村> 高座郡=寒川；中郡=大磯、二宮；足柄上郡=中井、大井、松田、山北、開成；足柄下郡=箱根、真鶴、湯河原
山梨	<市> 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 <町村> 西八代郡=市川三郷；南巨摩郡=早川、身延、南部、富士川；中巨摩郡=昭和；南都留郡=道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長野	<市> 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 <町村> 諏訪郡=下諏訪、富士見、原；上伊那郡=辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田；下伊那郡=松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐阜	<市> 中津川
静岡	全域
愛知	<市> 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富、みよし、あま、長久手 <町村> 愛知郡=東郷；海部郡=大治、蟹江、飛鳥；知多郡=阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊；額田郡=幸田；北設楽郡=設楽、東栄

三重	<市> 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 <町村> 桑名郡=木曾岬；度会郡=大紀、南伊勢；北牟婁郡=紀北
----	--

※ 地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村（新行政区画）が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域（旧行政区画）が強化地域の対象となります。

※ 上記強化地域は、平成24年3月30日付告示（内閣府告示第41号）に基づくものです。なお、市町村名は2012年4月1日現在で表記しています。

V. 地震保険の割引制度

保険の対象である家財を収容する建物（以下「対象建物」といいます。）が次のいずれかに該当する場合は、地震保険料率に所定の割引が適用されます（地震保険の保険期間の開始日より適用できる割引が異なります。）。なお、保険期間の途中において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。

1. 免震建築物割引

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」といいます。）に規定する評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号、以下「評価方法基準」といいます。）において、免震建築物の基準に適合する建築物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関（注1）により作成された書類（注2）のうち、対象建物が免震建築物であることを証明した書類（写）（注3）
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）（注4）および②「設計内容説明書」など免震建築物であることが確認できる書類（写）

- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）

（注1）登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外の者が作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、その者を含みます。（「登録住宅性能評価機関」について、以下同様とします。）

（注2）品確法に基づく登録住宅性能評価機関として評価方法基準に基づき評価を行い、かつその評価内容が記載された書類に限ります。（「品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類」について、以下同様とします。）

（注3）例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写）
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用された品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写）
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写）
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）

（注4）「住宅用家屋証明書」（特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限ります。）（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。

割引率	50%
-----	-----

2. 耐震等級割引

対象建物が、品確法に規定する評価方法基準に定められた耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級を有していること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関により作成された書類のうち、対象建物の耐震等級を証明した書類（写）（注1）（注2）（注3）
- ・①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類（写）（注4）および②「設計内容説明書」など耐震等級を確認できる書類（写）（注2）

- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書（写）（注3）

（注1）例えば以下の書類が対象となります。

- ・品確法に基づく建設住宅性能評価書（写）または設計住宅性能評価書（写）
- ・耐震性能評価書（写）
- ・独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す「現金取得者向け新築対象住宅証明書」（写）
- ・長期優良住宅の認定申請の際に使用された品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」（写）または「長期使用構造等である旨の確認書」（写）
- ・住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」（写）
- ・品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類（写）

(注2) 以下に該当する場合には、耐震等級割引（新築は30%、増築・改築は10%）が適用されます。

- ・「技術的審査適合証」または「長期使用構造等である旨の確認書」において、免震建築物であることまたは耐震等級が確認できない場合
- ・「認定通知書」など前記①の書類のみご提出いただいた場合

(注3) 以下に該当する場合には、耐震等級割引（30%）が適用されます。

- ・書類に記載された内容から、耐震等級が2または3であることは確認できるものの、耐震等級を1つに特定できない場合。ただし、登録住宅性能評価機関（「適合証明書」は適合証明検査機関または適合証明技術者）に対し対象建物の耐震等級の証明を受けるために届け出た書類（写）で耐震等級が1つに特定できる場合は、その耐震等級割引が適用されます。

(注4) 「住宅用家屋証明書」（特定認定長期優良住宅であることが確認できる場合に限り。）（写）および「認定長期優良住宅建築証明書」（写）を含みます。

耐震等級	割引率
3	50%
2	30%
1	10%

3. 耐震診断割引

対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（昭和56年6月1日施行）における耐震基準を満たす建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合。

- ・耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書（写）（耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書など）
- ・耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準（平成18年国土交通省告示第185号（注））に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類（写）

(注) 平成25年国土交通省告示第1061号を含みます。

割引率	10%
-----	-----

4. 建築年割引

対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、次のうち、割引の適用条件が確認できる書類をご契約者よりご提出いただいた場合（いずれの書類も記載された建築年月等により昭和56年6月1日以降に新築されたことが確認できるものが対象です。）。

- ・建物登記簿謄本、建物登記済権利証、建築確認書、検査済証など公的機関等（注1）が発行（注2）する書類（写）
- ・宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書（写）、不動産売買契約書（写）または賃貸住宅契約書（写）
- ・登記の申請にあたり申請者が登記所に提出する工事完了引渡証明書（写）または建物引渡証明書（写）

(注1) 国、地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関等

(注2) 建築確認申請書（写）など公的機関等に届け出た書類で、公的機関等の受領印・処理印が確認できるものを含みます。

割引率	10%
-----	-----

5. 割引適用上のご注意

- (1) 対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類（さらに耐震等級割引の場合は耐震等級）が確認できる次の①または②に該当する書類をご提出いただくことができます。ただし、「証券番号（契約を特定するための番号）」「保険契約者」「保険期間の始期・終期（これらを特定できる情報を含む。）」「建物の所在地・構造」「保険金額」および「発行する保険会社（注）」の記載のあるものに限り、
- ① 保険証券（写）、保険契約証（写）、保険契約継続証（写）、異動承認書（写）、満期案内書類（写）または契約内容確認のお知らせ（写）
 - ② ①の代替として保険会社が保険契約者に対して発行する書類（写）または電子データ
- (注) 更改申込書、更新確認書等を確認資料とする場合には、「〇年〇月時点の契約内容に基づく」等の文言から、保険会社が作成した書類であることを確認できる場合に限り、
- (2) (1)にかかわらず、継続契約（前契約（弊社契約に限り、）の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。）に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類と同一の地震保険割引の種類の適用を受けようとする場合（注）には、1.～4.の各割引に記載のたし書の資料の提出を省略することができます。
- (注) 地震保険割引の種類が耐震等級割引の場合は、割引率を決定する耐震等級も同一であるときに限り、
- (3) 1.～4.の割引は重複して適用を受けることができません。

VI. ご契約後にご注意いただきたいこと

（地震保険普通保険約款 第3章基本条項 第11条、第12条、第13条）

ご契約後に次のようなことが生じたときは、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。ご連絡がないと保険金をお支払いできないことがあります。

- (1) 建物の構造または用途を変更するとき（例：併用住宅が専用店舗に変わった場合等）
- (2) 引っ越し等により家財などを他の場所に移転するとき
また、ご契約者の住所が変更となるときや、建物などを売却・譲渡等するときも、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

VII. 事故が起こった場合の手続き

（地震保険普通保険約款 第3章基本条項 第26条、第28条、第29条）

地震保険で補償する事故が起こったときは、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社までご通知のうえ、保険金請求の手続きをお取りください。お手続きに際しては、保険金の請求書など必要な書類のご提出をお願いします。

VIII. 保険金をお支払いした後のご契約

（地震保険普通保険約款 第3章基本条項 第32条）

損害の認定が全損となり、保険金をお支払いしたときは、ご契約はその損害が生じた時にさかのぼって終了しますので、終了後に発生した地震等による損害は補償されません。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、このご契約の保険金額は減額することはありません。

保険料の返還・追加の取扱い

- 告知内容を訂正する場合（リビングパートナー保険 Ⅱ.「2. 告知義務」）

$$\boxed{\text{返還または追加保険料の額}} = \boxed{\text{変更前の保険料}} - \boxed{\text{変更後の保険料}}$$

- 通知事項の変更により保険料を追加する場合（リビングパートナー保険 Ⅲ.「2. 通知義務」）

- 通知事項以外のお知らせいただく主な事項の変更により保険料を追加する場合（リビングパートナー保険 Ⅲ.「2. 通知義務」）

【長期一括払以外の場合】

$$\boxed{\text{追加保険料の額}} = \left(\boxed{\text{変更後の保険料}} - \boxed{\text{変更前の保険料}} \right) \times \frac{\boxed{\text{未経過期間における月数 (注)}}}{12}$$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

【長期一括払の場合】

$$\boxed{\text{追加保険料の額}} = \left(\boxed{\text{変更後の保険料}} - \boxed{\text{変更前の保険料}} \right) \times \boxed{\text{未経過料率係数}}$$

- 通知事項の変更により保険料を返還する場合（リビングパートナー保険 Ⅲ.「2. 通知義務」）

- 通知事項以外のお知らせいただく主な事項の変更により保険料を返還する場合（リビングパートナー保険 Ⅲ.「2. 通知義務」）

【長期一括払以外の場合】

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \left(\boxed{\text{変更前の保険料}} - \boxed{\text{変更後の保険料}} \right) \times \left(1 - \frac{\boxed{\text{既経過期間における月数 (注)}}}{12} \right)$$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

【長期一括払の場合】

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \left(\boxed{\text{変更前の保険料}} - \boxed{\text{変更後の保険料}} \right) \times \boxed{\text{未経過料率係数}}$$

●ご契約者がご契約を解約する場合（リビングパートナー保険 Ⅲ.「8. ご契約を解約される場合」）

【長期一括払以外の場合】

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \boxed{\text{保険料}} \times \left(1 - \frac{\boxed{\text{既経過期間における月数(注)}}}{12} \right)$$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

【長期一括払の場合】

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \boxed{\text{保険料}} \times \boxed{\text{未経過料率係数}}$$

●保険金額の減額請求により保険料を返還する場合（リビングパートナー保険 Ⅲ.「7. 保険金額の調整(2)」）

【長期一括払以外の場合】

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \left(\boxed{\text{減額前の保険金額に対応する保険料}} - \boxed{\text{減額後の保険金額に対応する保険料}} \right) \times \left(1 - \frac{\boxed{\text{既経過期間における月数(注)}}}{12} \right)$$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

【長期一括払の場合】

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \left(\boxed{\text{減額前の保険金額に対応する保険料}} - \boxed{\text{減額後の保険金額に対応する保険料}} \right) \times \boxed{\text{未経過料率係数}}$$

●弊社が保険契約を解除する場合（リビングパートナー保険 Ⅱ.「2. 告知義務」、Ⅲ.「2. 通知義務」「9. 重大な事由による解除」）

【長期一括払以外の場合】

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \boxed{\text{保険料}} \times \frac{\boxed{\text{未経過期間における日数}}}{365}$$

【長期一括払の場合】

$$\boxed{\text{返還保険料の額}} = \boxed{\text{保険料}} \times \boxed{\text{未経過料率係数}}$$

<未経過料率係数（例）>

経過期間	保険期間			
	2年間	3年間	4年間	5年間
1年経過	45.0%	62.1%	71.1%	76.6%
2年経過	0%	31.1%	47.4%	57.5%
3年経過		0%	23.7%	38.3%
4年経過			0%	19.2%
5年経過				0%

リビングパートナー保険普通保険約款

第1章 基本条項

<用語の定義>

(1) この保険契約に適用される普通保険約款および特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に別の規定がある場合を除きます。

用語	定義
か 解除	当社の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
解約	保険契約者の意思によって、この保険契約の全部または一部の効力を失わせることをいいます。
き 既経過期間	この保険契約の保険期間の初日から危険増加もしくは危険の減少が生じた時(注)、保険契約の条件を変更した日、または保険契約が解除もしくは解約された日までの期間をいいます。 (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
こ 告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます(注)。 (注) 他の保険契約等に関する事項を含みます。
さ 再調達価額	損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに要する額をいいます。
し 敷地内	特別の約定がない限り、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
支払責任額	他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
住宅	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、井戸、物干等の屋外設備・装置を除きます。
乗車券等	鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいい、定期券および回数券は除きます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
せ 生計を共にする	収入の全部または一部を共にすることにより、日常生活を営むことをいいます。
船舶	ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。
そ 損害	賠償損害、費用および消防または避難に必要な処置によって保険の対象について生じた損害を含みます。
た 他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
ち 中途更改	この保険契約の契約条件を変更する場合で、保険引受に関する制度上の理由から、保険契約者がこの保険契約を解約した日を保険期間の初日として当社と保険契約を締結することをいいます。
と 同居	同一家屋(注)に居住している状態をいい、生計の同一性及び扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。独立した住宅で、台所等の生活用設備を有さない「はなれ」や「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。 (注) 住宅の主要構造部のうち、外壁、柱、小屋組、はり、屋根のいずれも独立して具備したものを1単位の同一家屋とします。ただし、マンション等の集合住宅や、建物内に複数の世帯が居住する住宅で、各戸室の区分が明確な場合(玄関が別々で双方の居住区分への移動が不可能な構造の場合をいいます)は、それぞれの戸室を1単位の同一家屋とします。

盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
は 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
ひ 美術品等	貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品をいいます。
被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
ほ 暴動	群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。ただし、保険の対象が美術品等の場合は、損害が生じた地および時におけるその保険の対象と同等と認められる物の市場流通価格をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	家財補償条項、借用戸室修理費用補償条項、賠償責任条項の保険金およびこの保険契約に適用される特約の保険金をいいます。
保険金額	当社が支払う保険金の限度額で、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険の対象の価額	再調達価額をいいます。ただし、保険の対象が美術品等の場合は、保険価額をいいます。
み 未経過期間	危険増加もしくは危険の減少が生じた時(注)、この保険契約の条件を変更した日、この保険契約が解除または解約された日からこの保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。 (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴のないことをいいます。
む 無効	この保険契約の全部の効力を、保険期間の初日にさかのぼって失うことをいいます。
め 免責金額	保険契約者または被保険者の自己負担額で、保険証券記載の免責金額をいいます。
よ 預貯金証書	預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引出し用の現金自動支払機用カードを含みます。

(2) この保険契約に適用される普通保険約款および特約における次の法令の公布年および法令番号は、それぞれ次のとおりとします。

法 令 (公布年/法令番号)	
い	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年/法律第145号)
さ	災害救助法(昭和22年/法律第118号)
し	地震保険に関する法律(昭和41年/法律第73号)
と	道路運送車両法(昭和26年/法律第185号)
へ	弁護士法(昭和24年/法律第205号)

第1条 (保険責任の始期および終期)

(1) 当社の保険責任の始期および終期は、次によります。

① 開始時間	保険期間の初日の午後4時(注)に始まります。 (注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
② 終了時間	保険期間の末日の午後4時に終わります。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

(3) 保険期間が始まった後でも、当社は、保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第2条 (保険責任のおよぶ地域)

当社は、日本国内において生じた事故による損害に対してのみ保険金を支払います。

第3条 (告知義務)

1 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)に規定する事実がなくなった場合

- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合は、なお、当会社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合

(注) 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

第4条(通知義務)

(1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当会社への通知は必要ありません。

- ① 保険の対象を収容する保険証券記載の住宅の用途を変更したこと。
 - ② 保険の対象を他の場所に転移したこと。
 - ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。
- (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。
- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。
- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲(注)を超えることとなった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) (6)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、第13条(保険契約解除・解約の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

第5条(被保険者の住居の転移における自動補償)

前条(1)の規定にかかわらず、被保険者の住居の転移に伴い保険の対象である家財の全部を他の場所に転移する場合であって、転移日(注1)の翌日から起算して30日以内に、保険契約者または被保険者が書面により転移の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときに限り、当会社は、転移日以後承認するまでの間、転移後の場所(注2)を保険証券記載の保険の対象の所在地とみなして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約を適用します。

(注1) 住民票の転出日をいいます。

(注2) 住民票の転入地をいいます。

第6条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第7条(保険の対象の譲渡)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) (1)の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、(1)の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出し、承認を請求しなければなりません。
- (3) 当会社が(2)の規定による承認をする場合には、その権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第8条(保険契約の無効)

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

第9条(保険契約の取消し)

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第10条(保険金額の調整)

(1) 保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額(注)を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意かつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。

- (注) <用語の定義>の規定にかかわらず、保険契約締結の地および時における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するに要する額をいいます。
- (2) 保険契約締結の後、保険の対象の価額(注)が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。
- (注) <用語の定義>の規定にかかわらず、その地およびその時における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するに要する額をいいます。

第11条(保険契約者による保険契約の解約)

保険契約者は、当会社に対する書面による通知または当会社の指定する解約受付窓口への電話による通知をもって、この保険契約を解約することができます。ただし、保険金額請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されている場合は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければこの保険契約を解約することはできません。

第12条(重大事由による解除)

- (1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- ① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者(注1)が、次のいずれかに該当すること。
 - ア. 反社会的勢力(注2)に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力(注2)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力(注2)を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注2)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力(注2)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
 - ④ ①から③までのに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同等度で当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注1) 家財補償条項および借戸室修理費用補償条項の被保険者ならびに賠償責任条項に定める被保険者のうち本人に限ります。

(注2) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- (2) 当会社は、被保険者(注)が(1)③アから(1)③オまでのいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約のその被保険者に係る部分を解除することができます。
- (注) 賠償責任条項に定める被保険者のうち本人以外の被保険者であって、家財補償条項または借戸室修理費用補償条項の被保険者以外の者に限ります。
- (3) (1)または(2)の規定による解除が損害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から(1)④までの事由または(2)の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (4) 保険契約者または被保険者が(1)③アから(1)③オまでのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① 家財補償条項および借戸室修理費用補償条項に基づく保険金を支払うべき損害のうち、(1)③アから(1)③オまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害
 - ② 賠償責任条項に基づく保険金を支払うべき損害(注)
- (注) 賠償責任条項第6条(費用)に規定する費用のうち、(1)③アから(1)③オまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第13条(保険契約解除・解約の効力)

保険契約の解除および解約は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第14条(保険料の返還または追加保険料の請求・告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第3条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合、危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合は中途更改等において、当社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。

区 分	返還または追加保険料の算式
① 第3条(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、異なった書面において、保険料を変更する必要があるとき。	$\text{返還または追加保険料の額} = \text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}$

次の算式により算出した額を返還または請求します。

<p>② 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき。</p>	<p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\frac{\text{追加保険料の額}}{\left(\frac{\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料}}{12} \right) \times \frac{\text{未経過期間における月数(注)}}{12}}$
<p>③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。</p>	<p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\frac{\text{返還保険料の額}}{\left(\frac{\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}}{12} \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数(注)}}{12} \right)}$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

- (2) 当社は、保険契約者が(1)①または(1)②の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。

- (3) (1)①または(1)②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

- (4) (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

- (5) (1)③の規定による追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第15条(保険料の返還—無効または取消しの場合)

第8条(保険契約の有効)の規定により保険契約が無効となる場合または第9条(保険契約の取消し)の規定により、当社が保険契約を取り消した場合には、当社は、保険料を返還しません。ただし、保険期間が1年を超える場合において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

第16条(保険料の返還—保険金額の調整、解除または解約の場合)

保険金額の調整、保険契約の解除または解約の場合には、当社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区 分	返還保険料の算式
<p>① 第10条(保険金額の調整)(1)の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合</p>	<p>保険契約締結時にさかのぼって、取り消された部分に対応する保険料を返還します。</p>
<p>② 第10条(2)の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合</p>	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\frac{\text{返還保険料の額}}{\left(\frac{\text{減額前の対応する保険料} - \text{減額後の対応する保険料}}{12} \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数(注)}}{12} \right)}$

<p>③ 第3条(告知義務)(2)、第4条(通知義務)(2)もしくは同条(6)、第12条(重大事由による解除)(1)、第14条(保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務・通知義務等の場合)(2)またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当社が保険契約を解除した場合</p>	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\frac{\text{返還保険料の額}}{\text{保険料}} = \frac{\text{未経過期間における日数}}{365}$
<p>④ 第11条(保険契約者による保険契約の解約)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合</p>	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\text{返還保険料の額} = \text{保険料} \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数(注)}}{12} \right)$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

第17条(事故発生時の義務・権利)

- (1) 保険契約者または被保険者は、当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努め、またはその他の者に対しても損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 当社が保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故の発生を当社に遅滞なく通知すること。
- ③ 賠償責任条項第3条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害またはその原因となるべき事故の場合、次の事項を遅滞なく、書面当会社に通知すること。
ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容

- ④ 他人に損害賠償の請求(注1)をすることができるときには、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。

- ⑤ 損害賠償の請求(注1)を受けた場合には、あらかじめ当社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行う場合を除きます。

- ⑥ 損害賠償の請求(注1)についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当社に通知すること。

- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容(注2)について遅滞なく当社に通知すること。

- ⑧ ①から⑦までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。

- (注1) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。
(注2) 既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。

- (2) 家財補償条項における保険の対象について損害が生じた場合は、当社は、事故が生じた住宅もしくは敷地内を調査することまたはそれらに收容されていた被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他人に移転することができると。

第18条(事故発生時の義務違反)

- (1) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条(1)の規定に違反した場合は、当社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条(1)①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額

- ② 前条(1)②または同条(1)③もしくは同条(1)④から同条(1)⑥までの規定に違反した場合は、それによって当社が被った損害の額

- ③ 前条(1)④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求(注)をすることによって取得することができたと認められる額

- ④ 前条(1)⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

- (2) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前条(1)③もしくは同条(1)⑥の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第19条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ生じ、これを行行使することができるものとします。

- ① 家財補償条項に係る保険金の請求に関しては、事故による損害が発生した時
- ② 借戸室上修理費用補償条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が修理費用を支出した時
- ③ 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害の額を証明する書類
 - ④ 盗難による損害の場合は、所轄警察官署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ⑤ 賠償責任条項に係る保険金の請求に関しては、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - ⑥ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が欠くべき書面等において定めたもの
- (3) 被保険者が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族(注2)
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の3親等内の親族(注2)
- (注1) <用語の定義>の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (注2) <用語の定義>の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社が、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第20条 (保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない場合の確認に必要な事項として、保険金が支払われない場合としてこの保険契約において定める事項に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被保険者が前条(2)および同条(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 再調査依頼または保険価額を含みます。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

照会または調査		日数
①	(1)①から(1)④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3)	180日
②	(1)①から(1)④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会	90日
③	(1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④	災害救助法が適用された災害の被災地域における(1)①から(1)⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤	(1)①から(1)⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査	180日

- (注1) 被保険者が前条(2)および同条(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
- (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。

第21条 (時効)

保険金請求権は、第19条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第22条 (代位)

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権(注)は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権(注)の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権(注)の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額(注)共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せしめられる債権(注)は、当社に移転した債権(注)よりも優先して弁済されるものとします。
- (注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第23条 (保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第7条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第24条 (保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第25条 (訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第26条 (準拠法)

この保険契約に適用される普通保険約款および特約に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

第2章 家財補償条項

<用語の定義>

この家財補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
さ	残存物取片づけ費用 損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取りこわし費用、取片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
す	水災 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ	雪災 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
た	宅配物 保険証券記載の住宅およびその同一の敷地内の荷受人が指定した場所に届けられた荷物で、荷受人または荷受人の同居の親族によって、その場所から移動されていないものをいいます。
と	土砂崩れ 崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は	破裂または爆発 気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ふ	風災 台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮を除きます。
ゆ	床上浸水 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきを除きます。

第15条 (保険の対象の範囲)

- (1) この家財補償条項における保険の対象は、保険証券記載の住宅に収容されている家財(注)で被保険者が所有するものとします。
- (注) 共用部分または物置、車庫その他の付属住宅に収容される家財は、特別の約定により、これを保険の対象から除くことができます。なお、敷地内に所在する宅配物は家財に含まれます。
- (2) 次に掲げる場合は、保険の対象に含まれません。
- ① 自動車(注1)、船舶または航空機およびこれらの付属品
 - ② 通貨、小切手、有価証券、預貯金証書、クレジットカード、乗車券等、切手または印紙その他のこれらに類する物
 - ③ 動物または植物
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
- (注1) 自動三輪車および自動二輪車を含み、原動機付自転車(注2)を除きます。

- (注2) 道路運送車両法第2条(定義)第3項に定める原動機付自転車をいいます。
- (3) 被保険者が保険証券記載の住宅の所有者でない場合においては、次に掲げる物のうち、被保険者の所有するものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。
- ① 電、建具その他これらに類する物
 - ② 置、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち住宅に付加したもの
 - ③ 浴槽、流し、ガス、調理台、棚その他これらに類する物のうち住宅に付加したもの
 - ④ 換気扇、自動温水器、ルームクーラーその他これらに類する器具のうち住宅に付加したもの
- (4) 被保険者と同居または生計を共にする親族および被保険者の同居人(注)の所有する家財で保険証券記載の住宅に収容されているものは、特別の約定がないかぎり、保険の対象に含まれます。(注) 賃貸借契約上の借主および同居人に限ります。
- (5) 通貨、小切手、預貯金証書、乗車券等、切手または印紙に次条⑦の通貨等の盗難による損害が生じたときは、(2)の規定にかかわらず、これらを保険の対象として取り扱います。この場合であっても、この普通保険約款にいう再調達価額および保険金額ならびに保険証券記載の家財の保険金額に、これらの保険の対象は含まれません。

第2条 (保険金を支払う場合)

当会社は、下表の事故または保険金の種類ごとに、それぞれの保険金の支払条件に該当する場合に、この家財補償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。ただし、保険証券の補償範囲の欄に「×」印が付された事故または保険金の種類に対しては、保険金を支払いません。

事故または保険金の種類	保険金の支払条件
① 火災・落雷・破裂・爆発	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって保険の対象である家財について損害が発生した場合
② 風災・雹災・雪災	風災、雹災または雪災によって保険の対象である家財について損害(注1)(注2)が発生した場合
③ 住宅外部からの物の落下・飛来・衝突等	住宅の外部からの物の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または住宅内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって、保険の対象である家財について損害が発生した場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、煤煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑧の事故による損害を除きます。
④ 給排水設備の事故等による水漏れ	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(注3)による水漏れによって保険の対象である家財について損害が発生した場合。ただし、②もしくは⑧の事故による損害または給排水設備(注4)自体に生じた損害を除きます。 (ア) 給排水設備(注4)に生じた事故 (イ) 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
⑤ 騒擾・労働争議に伴う暴力・破壊行為	騒擾およびこれに類似の集団行動(注5)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって保険の対象である家財について損害が発生した場合
⑥ 盗難	盗難によって保険の対象である家財について盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合
⑦ 通貨等の盗難	保険証券記載の住宅内における次に掲げるもの(注6)のいずれかの盗難によって損害が生じた場合 (ア) 通貨、小切手、切手または印紙。ただし、小切手の盗難により損害が生じた場合には、次のaおよびbに掲げる事実があったことを条件とします。 a. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに小切手の振出人に盗難を通知(注7)し、かつ、振出人を通じて小切手の支払停止を支払金融機関に届出たこと。 b. 盗難にあった小切手に対して支払金融機関による支払がなされたこと。 (イ) 預貯金証書。ただし、次のaおよびbに掲げる事実があったことを条件とします。 a. 保険契約者または被保険者が、盗難を知った後直ちに預貯金先へて被害の届出をしたこと。 b. 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から現金が引き出された(注8)こと。 (ウ) 乗車券等
⑧ 水災	水災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当する場合。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象である家財を収容する保険証券記載の住宅ごとに行います。 (ア) 保険の対象である家財に再調達価額の30%以上の損害が生じた場合 (イ) 保険の対象である家財を収容する住宅が、床上浸水または地盤面(注9)より45cmを超える浸水を被った結果、保険の対象である家財に再調達価額の30%未満の損害が生じた場合
⑨ 不測かつ突発的な事故	不測かつ突発的な事故(注10)によって保険の対象である家財について損害が発生した場合

損害保険金

⑩ 引越中家財の事故	被保険者が転居する際、保険の対象である家財をその収容する保険証券記載の住宅から転居先の住宅に運送中(注11)において、①から⑥までおよび⑨の事故によって保険の対象である家財について損害が発生した場合
⑪ 事故時諸費用保険金	①から⑥まで、⑧または⑨の損害保険金(注12)が支払われる場合において、それぞれの事故によって保険の対象が損害を受けたために臨時に費用が生ずるとき。
⑫ 残存物取片づけ費用保険金	①から⑥まで、⑧または⑨の損害保険金(注13)が支払われる場合において、それぞれの事故によって残存物取片づけ費用が生ずるとき。
⑬ 地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次のいずれかに該当し(注14)、それによって臨時に費用が生ずる場合。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象である家財を収容する保険証券記載の住宅ごとに行います。 (ア) 保険の対象である家財を収容する保険証券記載の住宅が半焼以上となったとき(注15)。 (イ) 保険の対象である家財が全焼となったとき(注16)。
⑭ 損害防止費用保険金	保険契約者または被保険者が①による損害の発生または拡大の防止のために、次に掲げる必要または有益な費用を支出した場合において、この保険契約に適用される保険約款および特約の規定により保険金が支払われない場合(注17)に該当しないとき。ただし、⑩の損害の発生または拡大の防止のために支出した費用を除きます。 (ア) 消火活動のために消費した消火薬剤等の再取得費用 (イ) 消火活動に使用したことにより損傷した物(注18)の修理費用または再取得費用 (ウ) 消火活動のために緊急に投入された人員または器材にかかわる費用(注19)

- (注1) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するもの吹込みによって生じた損害については、住宅の外側の部分(外壁、屋根、開口部等を含みます。)が②の事故によって破損し、その破損部分から住宅の内部に吹き込むことよって生じた損害に限ります。
- (注2) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが基本条項第20条(保険金の支払時期)の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故による生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同条項第17条(事故発生時の義務・権利)の規定に基づく義務を負うものとします。
- (注3) 水が溢れることをいいます。
- (注4) スプリンクラー設備・装置を含みます。
- (注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穩が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
- (注6) 生活用品のものに限ります。
- (注7) 被保険者が振出人である場合を除きます。
- (注8) 現金自動支払機能カードに付帯されたデビットカード機能を第三者に不正に利用され、預貯金口座から利用代金が引き落とされた場合を含みます。
- (注9) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
- (注10) ①から⑥までの事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず不測かつ突発的な事故には含まれません。ただし、④(ア)の給排水設備(注4)自体に生じた事故は含みます。
- (注11) 保険の対象を収容する住宅において運送用具への積込みに着手した時に始まり、転居先での荷卸し作業を終了した時までとし、運送業者による運送に付随する一時保管を含むものとします。
- (注12) 保険証券の補償範囲の「事故時諸費用保険金」の欄に、「水災・盗難補償対象外」と記載された場合の⑥および⑧の損害保険金を除きます。
- (注13) 保険証券の補償範囲の「残存物取片づけ費用保険金」の欄に、「火災のみ補償」と記載された場合の①以外の損害保険金または「水災補償対象外」と記載された場合の⑧の損害保険金を除きます。
- (注14) この場合においては、次条(2)②の規定は適用しません。
- (注15) 保険証券記載の住宅の主要構造部の火災による損害の額が、その住宅の再調達価額の20%以上となった場合、または保険証券記載の住宅の焼失した部分の床面積のその住宅の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。
- (注16) 家財の火災による損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。この場合における家財には美術品等は含みません。
- (注17) 免責金額を差し引くことにより保険金が支払われない場合を除きます。
- (注18) 消火活動に従事した者の着用物を含みます。
- (注19) 人身事故に関する費用、損害賠償に要する費用または謝礼に属するものを除きます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合において、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

- ③ 前条①から同条⑥までの事故または同条⑧、同条⑨もしくは同条⑩の事故の際における保険の対象の紛失または盗難
- ④ 保険の対象である家財が保険証券記載の住宅の屋外にある間に生じた盗難。ただし、前条⑩の損害保険金および敷地内に所在する宅配物に生じた事故を除きます。
- ⑤ 保険の対象である家財の置き忘れまたは紛失
- ⑥ 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の使用人または同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、詐欺、横領、背任その他の不誠実行為

- （注1）保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （2）当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、保険金を支払いません。

事 由

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

- （注1）①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
- （注2）使用済燃料を含みます。
- （注3）原子核分裂生成物を含みます。
- （3）当社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注）に対しては、保険金を支払いません。

損 害

- ① 保険の対象の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって保険の対象を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥を除きます。
- ② 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等

- （注）前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。
- （4）当社は、保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他観上の損傷または汚損（注）であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、保険金を支払いません。
- （注）落書きを含みます。
- （5）当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、前条⑨および同条⑩の損害保険金を支払いません。

損 害

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
- ③ 保険の対象に対する加工、修理または調整の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ④ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- ⑤ 詐欺または横領によって保険の対象に生じた損害
- ⑥ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- ⑦ 保険の対象のうち、電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
- ⑧ 保険の対象のうち、楽器について生じた次の損害
ア、弦（注1）の切断または打楽器の打皮の破損。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
イ、音色または音質の変化
- ⑨ 風、雨、雪、霰、砂塵その他これらに類するもの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害
- ⑩ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報に生じた損害
- ⑪ 義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、補聴器、その他身体の機能を補完するために身につける用具について生じた損害
- ⑫ 移動体通信端末機器および携帯型電子機器（注2）ならびにこれらの付属品について生じた損害

⑬ ドローンその他の無人航空機、模型航空機（注3）およびラジオコントロール模型ならびにこれらの付属品について生じた損害

- ⑭ 雪上オートバイ、ゴーカートその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害
- ⑮ リューズ、ボブスレー、スカイダイビング、ハングライダー、超軽量動力機（注4）、ジャイロプレーン、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、スキー、スノーボードその他これらに類する物およびこれらの付属品について生じた損害

- （注1）ピアノ線を含みます。
- （注2）「移動体通信端末機器および携帯型電子機器」とは、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、ポータブルカーナビゲーション、電子式航法装置、ウェアラブル端末、ラップトップまたはノート型のパソコン、携帯ゲーム機、電子ブックリーダー、電子手帳、電子辞書等をいいます。
- （注3）遠隔操作または自動操縦により飛行させることができるものをいいます。
- （注4）モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいいます。

第4条（保険金の支払額）

（1）当社は第2条（保険金を支払う場合）の保険金として、下表のとおり保険金を支払います。

保険金の種類	支払保険金の額						
① 第2条①から同条⑥までおよび同条⑧の損害保険金	$\text{損害保険金の額} = \text{損害の額}$						
② 第2条⑦の損害保険金	<p>（ア）の算式（注3）によって算出した額を損害保険金として支払います。ただし、（イ）の額を限度とします。</p> <p>（ア）損害保険金</p> $\text{損害保険金の額} = \text{損害の額}$ <p>（イ）支払限度額</p> <table border="1"> <tr> <td>a. 通貨、小切手、切手または印紙</td> <td>1回の事故につき、1世帯ごとに20万円</td> </tr> <tr> <td>b. 預貯金証書</td> <td>1回の事故につき、1世帯ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額</td> </tr> <tr> <td>c. 乗車券等</td> <td>1回の事故につき、1世帯ごとに20万円</td> </tr> </table>	a. 通貨、小切手、切手または印紙	1回の事故につき、1世帯ごとに20万円	b. 預貯金証書	1回の事故につき、1世帯ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額	c. 乗車券等	1回の事故につき、1世帯ごとに20万円
a. 通貨、小切手、切手または印紙	1回の事故につき、1世帯ごとに20万円						
b. 預貯金証書	1回の事故につき、1世帯ごとに200万円または家財の保険金額のいずれか低い額						
c. 乗車券等	1回の事故につき、1世帯ごとに20万円						
③ 第2条⑨の損害保険金	$\text{損害保険金の額} = \text{損害の額} - \text{免責金額}$						
④ 第2条⑩の損害保険金	$\text{損害保険金の額} = \text{損害の額} - \text{免責金額}$						
⑤ 第2条⑪の事故時諸費用保険金	$\text{事故時諸費用保険金の額} = \text{損害保険金} \times \text{保険証券記載の支払割合}$						
⑥ 第2条⑫の残存物取片つけ費用保険金	$\text{残存物取片つけ費用保険金の額} = \text{残存物取片つけ費用の額}$						
⑦ 第2条⑬の地震火災費用保険金	$\text{地震火災費用保険金の額} = \text{保険金額} \times \text{支払割合（5％）}$						

⑨ 第2条⑩の損害防止費用保険金 次の算式によって算出した額を損害防止費用保険金として支払います。なお、損害防止費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときは、損害防止費用保険金を支払いません。

$$\boxed{\text{損害防止費用保険金の額}} = \boxed{\text{損害防止費用の額}}$$

- (注1) 美術品等の場合で、1個または1組ごとの損害の額が30万円を超えるときは、算式の損害の額を1個または1組ごとに30万円とみなします。
- (注2) 盗難によって損害が生じた場合において、盗取された保険の対象を回収することができたときは、そのために支出した必要な費用は、算式の損害の額に含まれるものとし、その再調達価額を限度とします。ただし、美術品等の場合は、その保険価額を限度とします。なお、損害保険金を支払う前にその保険の対象が回収された場合は、回収するために支出した必要な費用を除き、盗取の損害は生じなかったものとみなします。
- (注3) 乗車券等の盗難の場合は、その乗車券等の経路および等級の範囲内で、事故の後に被保険者が支出した費用を算式の損害の額とします。
- (注4) 算式の免責金額は、保険証券に免責金額の記載がない場合は適用しません。
- (注5) 72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これを一括して1回の事故とみなします。
- (注6) 算式の保険金額は、保険金額が再調達価額を超える場合は、再調達価額とし、(注1)に定める損害保険金として支払うべき損害の額を、その保険の対象の再調達価額(注1)によって定めます。この場合において、損害が生じた保険の対象を修理することができるときには、次の算式(注2)によって算出した額とします。

$$\boxed{\text{損害の額(注3)(注4)}} = \boxed{\text{修理費}} - \boxed{\text{修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価額}}$$

- (注1) 保険の対象が美術品等の場合は保険価額とします。
- (注2) 算式の修理費とは、損害が生じた地および時において、損害が生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために必要な修理費をいいます。この場合、保険の対象の復旧に際して、当会社が、部分品の補修が可能であり、かつ、その部分品の交換による修理費が補修による修理費を超えることとしたときは、その部分品の修理費は補修による修理費とします。
- (注3) 保険の対象が美術品等以外の場合は、その保険の対象の再調達価額を限度とし、保険の対象が美術品等の場合は、その保険の対象の保険価額を限度とします。
- (注4) 保険の対象が宅配物の場合は、宅配事業者が提供する補償制度等により補償を受けることができますときは、それらの額を控除した額とします。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)
 (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- ① 損害保険金に関しては、損害の額
 - ② 残存物取上げ費用保険金に関しては、残存物取上げ費用の額
 - ③ 損害防止費用保険金に関しては、損害防止費用の額
 - ④ 事故時特約費用保険金および地震火災費用保険金に関しては、それぞれの支払うべき保険または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険または共済金のうち最も高い額

- (3) (1)および(2)の規定にかかわらず、その保険の対象について再調達価額を基準として算出した損害の額に基づき保険金を支払う旨の約定のない他の保険契約等がある場合には、第2条(保険金を支払う場合)の損害保険金(注)については、当社は、次の算式によって算出した額を損害保険金(注)として、支払います。ただし、他の保険契約等がないものとして算出した支払責任額を限度とします。

$$\boxed{\text{損害保険金(注)の額}} = \boxed{\text{損害の額}} - \boxed{\text{再調達価額を基準として算出した額を支払う旨の約定のない他の保険契約等によって支払われるべき損害保険金(注)の額}}$$

- (注) 次に掲げるもの以外の損害保険金とします。
- i. 前条(1)②の規定により支払われる損害保険金
 - ii. 美術品等に対する損害保険金
- (4) (2)および(3)の損害の額は、前条(2)の規定による額とし、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。
- (5) (1)から(4)までの場合において、第2条(保険金を支払う場合)⑩の事故時特約費用保険金および同条⑨の残存物取上げ費用保険金として支払責任額を算出するにあたっては、同条の損害保険金の額は、(1)から(4)までの規定を適用して算出した額とします。
- (6) 損害が2種類以上の事故によって生じた場合は、同種の事故による損害については、(1)から(4)までの規定をおのおの別に適用します。

第6条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)
 2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの再調達価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、第4条(保険金の支払額)の規定をおのおの別に適用します。

第7条 (残存物および盗難品の帰属)
 (1) 当会社が第2条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物について被保険者が有する所有権その他の物権は、当会社がこれを取得する旨の意思を表示しない

- かぎり、当会社に移転しません。
- (2) 保険の対象が盗取された場合に、当社が第2条(保険金を支払う場合)の損害保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の再調達価額に対する割合によって、その盗取された保険の対象について被保険者が有する所有権その他の物権を取得します。
- (3) (2)の規定にかかわらず、被保険者は、支払を受けた損害保険金に相当する額(注)を当社に支払つ、その保険の対象の所有権その他の物権を取得することができます。
- (注) 回収するために支出した必要な費用に対する損害保険金に相当する額を差し引いた残額とします。

第8条 (保険金額の自動復元)
 当社が損害保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は減額されません。

第3章 借戸室修理費用補償条項

<用語の定義>
 この借戸室修理費用補償条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
か 貸主	借戸室の貸主をいい、転貸人を含みます。
し 借戸室	被保険者が借用の住宅または戸室(注)をいいます。(注) 転居した場合は、転居先の住宅または戸室をいいます。
修理費用	借戸室を損害発生直前の状態に復旧するために必要な費用をいいます。
す 水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等をいいます。
せ 雪災	豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩等をいい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を除きます。
と 土砂崩れ	崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。
は 爆裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ひ 被保険者	保険証券記載の被保険者(注)をいいます。(注) 保険証券記載の被保険者が未成年者または責任無能力者である場合は、その親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者を監督する者(監督義務者に代わって被保険者を監督する者は、被保険者の親族に限りま)。ただし、保険証券記載の被保険者に関する事故に限りま。
ふ 風災	台風、旋風、竜巻、暴風等をいい、洪水、高潮等を除きます。

第1条 (保険金を支払う場合)
 当社は、下表の事故の種類ごとに、それぞれの保険金の支払条件に該当する場合で、被保険者がその貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で現実的にこれを修理したときは、その修理費用に対して、この借戸室修理費用補償条項および基本条項に従い、修理費用を支払います。ただし、保険証券の補償範囲の「修理費用」欄に「×」印が付された事故および賠償責任条項の規定によって賠償損害保険金を支払う場合は、修理費用保険金を支払いません。

事故の種類	保険金の支払条件
① 火災・落雷、破裂・爆発	火災、落雷または破裂もしくは爆発によって借戸室について損害が発生した場合
② 風災・雹災・雪災	風災、雹災または雪災によって借戸室について損害(注1)(注2)が発生した場合
③ 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等	住宅の外部からの物体の落下、飛来、衝突、接触もしくは倒壊または住宅内部での車両もしくはその積載物の衝突もしくは接触によって、借戸室について損害が発生した場合。ただし、雨、雪、あられ、砂塵、粉塵、爆煙その他これらに類する物の落下もしくは飛来、土砂崩れまたは②もしくは⑦の事故による損害を除きます。
④ 給排水設備の事故等による水漏れ	次のいずれかに該当する事故に伴う漏水、放水または溢水(注3)による水漏れによって借戸室について損害が発生した場合。ただし、②もしくは⑦の事故による損害または給排水設備(注4)自体に生じた損害を除きます。(ア) 給排水設備(注4)に生じた事故(イ) 被保険者以外の者が占有する戸室で生じた事故
⑤ 騒擾・労働争議に伴う暴力行為	騒擾およびこれに類似の集団行動(注5)または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為によって借戸室について損害が発生した場合
⑥ 盗難	盗難によって借戸室について盗取、損傷または汚損の損害が発生した場合
⑦ 水災	水災によって借戸室について損害が発生した場合
⑧ 不測かつ突発的な事故	不測かつ突発的な事故(注6)によって借戸室について損害が発生した場合

(注1) 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込みによって生じた損害については、借戸室の外側の部分(外壁、屋根、開口部等をいいます。)が②の事故によって破損し、その破損部分から借戸室の内部に吹き込むことによって生じた損害に限りま。

(注2) 雪災による損害が1回の積雪期において複数生じた場合であって、おのおの別の事故によって生じたことが基本条項第20条（保険金の支払時期）の規定に基づく確認を行ってもなお明らかでないときは、これらの損害は、1回の事故によって生じたものと推定します。この場合であっても、保険契約者または被保険者は、同条項第17条（事故発生時の義務・権利）の規定に基づく義務を負うものとします。

- (注3) 水が溢れることをいいます。
 (注4) スプリンクラー設備・装置を含みます。
 (注5) 群衆または多数の者の集団の行動によって数世帯以上またはこれに準ずる規模にわたり平穩が害される状態または被害を生ずる状態であって、暴動に至らないものをいいます。
 (注6) ①から④までの事故を除きます。ただし、④(ア)の給排水設備(注4)自体に生じた事故は含みます。

第2条（保険金を支払わない場合）

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。

事 由

- ① 保険契約者、被保険者、借戸室の貸主（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

(注1) 保険契約者、被保険者または借戸室の貸主が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 (注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害（注1）に対しては、修理費用保険金を支払いません。

事 由

- ① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ③ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) ①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。
 (注2) 使用済燃料を含みます。
 (注3) 原子核分裂生成物を含みます。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注）に対しては、修理費用保険金を支払いません。

損 害

- ① 借戸室の欠陥。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった場合は除きます。
- ② 借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
- ③ ねずみ食い、虫食い等

(注) 前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限りませぬ。
 (4) 当社は、借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かさ傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損（注）であって、借戸室ごとに、その借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、修理費用保険金を支払いません。
 (注) 落書きを含みます。
 (5) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、前条⑥の事故による修理費用保険金を支払いません。

損 害

- ① 差押え、取用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
- ② 借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかつた場合は除きます。
- ③ 借戸室に対する加工、修理等の作業（注1）上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ④ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借戸室の電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害
- ⑤ 詐欺または横領によって借戸室に生じた損害
- ⑥ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
- ⑦ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借戸室の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。

- ⑧ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するもの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらものの混入により生じた損害
- ⑨ 凍結によって借戸室の給排水設備（注2）について生じた損害。ただし、給排水設備（注2）の損壊を伴う損害は除きます。

(注1) 借戸室の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。
 (注2) スプリンクラー設備・装置を含みます。

第3条（保険金の支払額）

当社は、第1条（保険金を支払う場合）の修理費用保険金として、1回の事故につき、保険証券記載の保険金額を限度とし、次の算式（注）によって算出した額を支払います。なお、修理費用保険金と他の保険金との合計額が保険金額を超えるときでも、修理費用保険金を支払います。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{修理費用} \\ \hline \text{保険金の額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{修理費用の額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{免責金額} \\ \hline \end{array}$$

(注) 算式の免責金額は、保険証券に免責金額の記載がない場合は適用しません。

第4条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- (1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき修理費用保険金の額を支払います。
- (2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、修理費用の額から差し引いた額に対してのみ修理費用保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- (3) (2)の修理費用保険金の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第4章 賠償責任条項

<用語の定義>

この賠償責任条項において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
か 貸主	借戸室の貸主をいい、転貸人を含みます。
さ 財物	有体物をいい、電気、熱、プログラム、ソフトウェア、データ等の無体物および特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、破損もしくは汚損をいい、紛失、盗取および詐欺を含みません。
し 借戸室	被保険者が借する住宅または戸室（注）をいいます。 (注) 転居した場合は、転居先の住宅または戸室をいいます。
住宅	保険証券記載の建物をいい、同一敷地内の不動産および不動産を含みます。
身体の障害	傷害、疾病、後遺障害または死亡をいいます。
は 破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
ほ 本人	保険証券の本人欄に記載された者をいいます。

第1条（被保険者の範囲）

(1) この賠償責任条項における被保険者は、本人のほか次のいずれかに該当する者となります。

- ① 本人の配偶者
- ② 本人またはその配偶者の同居の親族
- ③ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子
- ④ 本人が未成年者または責任無能力者である場合は、本人の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する者（注1）。ただし、本人に関する事故に限りませぬ。
- ⑤ ①から③までのいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限りませぬ。
- ⑥ ①から③まで以外の本人の同居人（注3）

(注1) 監督義務者に代わって本人を監督する者は、本人の親族に限りませぬ。
 (注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者は、責任無能力者の親族に限りませぬ。
 (注3) 賃貸借契約上の借主および同居人に限りませぬ。

(2) (1)の本人と本人以外の被保険者との続柄は、損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

第2条（個別適用）

- (1) この賠償責任条項の規定は、それぞれの被保険者ごとに個別に適用します。
- (2) (1)の規定によっても、第5条（支払保険金の計算）(1)に定める当社の支払うべき保険金の限度額が増額されるものではありません。

第3条（保険金を支払う場合）

当社は、下表のとおり賠償損害保険金を支払います。ただし、保険証券の補償範囲の「賠償責任」欄に「×」印が付された保険の種類および事故に対しては、保険金を支払いません。

保険の種類	保険金の支払条件
① 借家人賠償保険	当社は、被保険者の借戸室が被保険者の責めに帰すべき事由に起因する次の事故により損害（注1）を受けた場合において、被保険者が借戸室についてその貸主に対し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。 (ア) 火災、破裂または爆発 (イ) 盗難 (ウ) 給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水または溢水（注2）による水漏れ (エ）不測かつ突発的な事故（注3）
② 個人賠償保険	当社は、被保険者が次の事故により他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは軌道上を走行する陸上の乗用具（注4）の運行不能（注5）について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、この賠償責任条項および基本条項に従い、保険金を支払います。 (ア) 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 (イ) 被保険者の日常生活（注6）に起因する偶然な事故

- (注1) ① (ウ) の場合は、給排水設備自体に生じた損害を除きます。
(注2) 水が溢れることをいいます。
(注3) ① (ア) から① (ウ) までの事故を除きます。ただし、① (ウ) の給排水設備自体に生じた事故は含みます。
(注4) 軌道上を走行する陸上の乗用具とは、汽車、電車、気動車、モノレール、ケーブルカー、ロープウェイ、いすり付リフト、ガイドウェイバス（注7）をいいます。ただし、ジェットコースター、メリーゴーラウンド等遊園地等で専ら遊戯施設として使用されるもの、ロープトウ、ティーバードフット等座席装置のないリフト等は除きます。
(注5) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをい、情報の流布（注8）のみに起因するものを除きます。
(注6) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。
(注7) 専用軌道のガイドに沿って走行するバスをいいます。ただし、専用軌道のガイドに沿って走行している間に限り、軌道上を走行する陸上の乗用具として取り扱います。
(注8) 特定の者への伝達を含みます。

第4条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、保険の種類ごとに「×」印が付された事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

事 由	保険の種類	
	借家人賠償保険	個人賠償保険
① 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意	×	×
② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動	×	×
③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波	×	×
④ 核燃料物質（注2）もしくは核燃料物質（注2）によって汚染された物（注3）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故	×	×
⑤ ②から④までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基いて生じた事故	×	×
⑥ ④に規定した以外の放射線照射または放射能汚染	×	×
⑦ 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事。ただし、被保険者が自己の努力をもって行った仕事による場合を除きます。	×	—

- (注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 使用済燃料を含みます。
(注3) 原子核分裂生成物を含みます。
(2) 当社は、保険の種類ごとに「×」印が付された損害賠償責任を負担することによって被った損害に対しては、保険金を支払いません。

損害賠償責任	保険の種類	
	借家人賠償保険	個人賠償保険
① 被保険者の職務（注1）に直接起因する損害賠償責任	×	×
② 専ら被保険者の職務（注1）の用に供される財産または不動産（注2）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任	×	×
③ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任	×	×
④ 被保険者の使用人（注3）が被保険者の事業または業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任	—	×
⑤ 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任	×	×

⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任	—	×
⑦ 被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後発見された借戸室の損壊に起因する損害賠償責任	×	—
⑧ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任	×	×
⑨ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任	×	×
⑩ 航空機、船舶（注4）、車両（注5）または銃器（注6）の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任	×	×

- (注1) 家事を除きます。
(注2) 住宅の一部が専ら被保険者の職務（家事を除きます。）の用に供される場合は、その部分を含みます。
(注3) 被保険者が家事使用人として使用する者を除きます。
(注4) 原動力が専ら人力であるものを除きます。
(注5) ゴルフ場構内におけるゴルフカートおよび原動力が専ら人力であるものを除きます。
(注6) 空気銃を除きます。
(3) 当社は、次のいずれかに該当する損害および次のいずれかによって生じた損害（注）に対しては、前条①の事故による借家人賠償保険の保険金を支払いません。

損 害

- ① 借戸室の欠陥によって生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって借戸室を管理する者が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって生じた損害については除きます。
② 借戸室の自然の消耗もしくは劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剝がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱の損害その他類似の損害
③ ねずみ食い、虫食い等

- (注) 前条の事故が生じた場合は、①から③までのいずれかに該当する損害に限ります。
(4) 当社は、借戸室の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剝がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他観上の損傷または汚損（注）であって、借戸室が有する機能の喪失または低下を伴わない損害に対しては、借家人賠償保険の保険金を支払いません。
(注) 落書きを含みます。
(5) 当社は、次のいずれかに該当する損害に対しては、前条① (エ) の事故による借家人賠償保険の保険金を支払いません。

損 害

- ① 差押え、取用、没収、破壊等固または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害については除きます。
② 借戸室の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除きます。
③ 借戸室に対する加工、修理等の作業（注1）上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
④ 不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借戸室の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
⑤ 詐欺または横領によって借戸室に生じた損害
⑥ 土地の沈下、移動または隆起によって生じた損害
⑦ 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害。ただし、借戸室の他の部分と同時に損害を受けた場合は除きます。
⑧ 風、雨、雪、雹、砂塵その他これらに類するものの吹込み、浸み込み、漏入またはこれらのものの混入により生じた損害
⑨ 凍結によって借戸室の給排水設備（注2）について生じた損害。ただし、給排水設備（注2）の損壊を伴う損害は除きます。

- (注1) 借戸室の建築をいいます。なお、「建築」には、増築、改築または一部取りこわしを含みます。
(注2) スプリングラー設備・装置を含みます。

第5条（支払保険金の計算）

- (1) 当会社が1回の事故につき支払うべき保険金の額は、次の算式によって算出した額とします。ただし、保険証券記載の保険金額を限度とします。

$$\text{支払保険金の額} = \frac{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額（注）}}{\text{被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額}} \times \text{保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額}$$

- (注) 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金の額を含みます。
(2) 当社は、(1) に定める保険金のほか、次条の費用の合計額を支払います。

第6条（費用）

保険契約者または被保険者が支出した次の費用（注）は、これを損害の一部とみなします。

- ① 基本条項第17条（事故発生時の義務・権利）（1）①に規定する損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
- ② 基本条項第17条（1）④に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
- ③ 保険事故の原因となるべき偶然な事故が発生した場合において、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用、および次条の規定により被保険者が当会社に協力するために要した費用
- ⑤ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用

（注）収入の喪失を含みません。

第7条（損害賠償責任解決の特則）

- （1）当会社は、必要と認めるときは、被保険者に代わって自己の費用で損害賠償責任の解決にあたることができます。
- （2）（1）の場合には、被保険者は当会社の求めに応じ、その遂行について当会社に協力しなければなりません。
- （3）当会社は、正当な理由がなく（2）の協力に応じないときは、（1）の規定は適用しません。

第8条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

- （1）他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。
- （2）（1）の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、損害の額から差し引いた額に対してのみ保険金を支払います。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。
- （3）（2）の損害の額は、それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

第9条（先取特権）

- （1）この賠償責任条項にかかわる損害賠償請求権者は、被保険者の当会社に対する保険金請求権（注）について先取特権を有します。
- （注）第6条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。
- （2）当会社は、次のいずれかに該当する場合に、保険金の支払を行うものとします。
 - ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当会社から被保険者に支払う場合（注1）
 - ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が（1）の先取特権を行使したことにより、当会社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当会社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当会社から被保険者に支払う場合（注2）
- （注1）被保険者が賠償した金額を限度とします。
- （注2）損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- （3）保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質権の目的とし、または（2）③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、（2）①または（2）④の規定により被保険者が当会社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。
- （注）第6条（費用）の費用に対する保険金請求権を除きます。

第10条（損害賠償請求権者の権利と被保険者の権利の調整）

保険金額が、前条（2）②または同条（2）③の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる保険金と被保険者が第6条（費用）の規定により当会社に対して請求することができる保険金の合計額に不足する場合は、当会社は、被保険者に対する保険金の支払に先立って損害賠償請求権者に対する保険金の支払を行うものとします。

地震保険普通保険約款

第1章 用語の定義事項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一部損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の3%以上20%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害をいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
警戒宣言	大震法第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいいます。(注) (注) 他の保険契約に関する事項を含みます。
敷地内	特別の約定がないかぎり、囲いの有無を問わず、保険の対象の所在する場所およびこれに連続した土地で、同一保険契約者または被保険者によって占有されているものをいいます。また、公道、河川等が介在していても敷地内は中断されることなく、これを連続した土地とみなします。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震保険法	地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）をいいます。
小半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の20%以上40%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が20%以上50%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の30%以上60%未満である損害をいいます。
生活用動産	生活の用に供する家具、衣服その他の生活に必要な動産をいいます。ただし、建物に収容されている物に限りです。
全損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。 (生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の80%以上である損害をいいます。
損害	地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の対象に対して生じた損害を含みます。
大震法	大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）をいいます。
大半損	(建物の場合) 建物の主要構造部の損害の額が、その建物の保険価額（注）の40%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積のその建物の延べ床面積に対する割合が50%以上70%未満である損害をいいます。なお、建物の主要構造部の損害の額には、次条（1）の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。 (注) 門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合であっても、これらの保険価額は含みません。

大半損	(生活用動産の場合) 生活用動産の損害の額が、その生活用動産の保険価額の60%以上80%未満である損害をいいます。
建物	土地に定着し、屋根および柱または壁を有するものをいい、門、塀、垣、タンク、サイロ、戸井、物干等の屋外設備・装置を除きます。ただし、居住の用に供する建物に限りです。
建物の主要構造部	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。
他の保険契約	(保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（2）①または②の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。 (保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合) この保険契約における保険の対象と同一の敷地内に所在する第5条（保険金の支払額）（3）①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約をいいます。
保険価額	損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。

第2章 補償事項

第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象に生じた損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合は、この約款に従い、保険金を支払います。
- 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（注）に至った場合は、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。
(注) 一時的に居住不能となった場合を除きます。
- 地震等を直接または間接の原因とする洪水・融雪洪水等の水災によって建物が床上浸水（注1）または地盤面（注2）より45cmを超える浸水を被った結果、その建物に損害が生じた場合（注3）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。
(注1) 居住の用に供する部分の床を超える浸水をいいます。なお、「床」とは、畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。
(注2) 床面が地盤面より下にある場合はその床面をいいます。
(注3) その建物に生じた（1）の損害が全損、大半損、小半損または一部損に該当する場合を除きます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

- (1) から (3) までの損害の認定は、保険の対象が建物である場合には、その建物ごとに行い、保険の対象が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとします。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

- 保険の対象が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、(1) から (3) までの損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、その区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。また、門、塀または垣が保険の対象に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。
- 保険の対象が生活用動産である場合には、(1) から (3) までの損害の認定は、その生活用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- 当会社は、地震等の際において、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 - 保険契約者、被保険者（注1）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
 - ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（注2）またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。
 - 保険の対象の紛失または盗難
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらに類する事故
(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事象と認められる状態をいいます。

- (注4) 使用済燃料を含みます。
 (注5) 原子核分裂生成物を含みます。

(2) 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第4条 (保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、建物または生活用動産に限られます。
- (2) (1)の建物が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1)の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
- ① 量、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち建物に付加したものの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち建物に付加したものの
- (4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車(注)
 - ③ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- (注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第4条 (保険の対象の範囲)

- (1) この保険契約における保険の対象は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象のうち、専有部分もしくは共用部分(注)または生活用動産に限られます。
- (注) 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の対象に含まれません。
- (2) (1)の共用部分が保険の対象である場合において、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の対象に門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物が含まれているときは、これらのものは、この保険契約の保険の対象に含まれます。
- (3) (1)の生活用動産には、専有部分の所有者でない者が所有する次に掲げる物を含みます。
- ① 量、建具その他これらに類する物
 - ② 電気、通信、ガス、給排水、衛生、消火、冷房・暖房、エレベーター、リフト等の設備のうち専有部分に付加したものの
 - ③ 浴槽、流し、ガス台、調理台、棚その他これらに類する物のうち専有部分に付加したものの
- (4) (1)および(3)の生活用動産には、次に掲げる物は含まれません。
- ① 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物
 - ② 自動車(注)
 - ③ 貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - ④ 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物
 - ⑤ 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物
- (注) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条(定義)第2項に定める自動車をいい、同条第3項に定める原動機付自転車を含みません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合】

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である建物または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である建物または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である建物または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である建物または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (3) (2)①または②の建物または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 建物

$$5,000万円または \frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}} \times \text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}$$

② 生活用動産

$$1,000万円または \frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}} \times \text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}$$

- (4) 当会社は、(2)①の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物がある場合、または(2)①の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその建物または戸室ごとに(2)および(3)の規定をそれぞれ適用します。
- (5) (2)から(4)までの規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。
- ① (2)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(2)①または②に規定する限度額を差し引いた残額
 - ② (3)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額
- ア. 建物

$$\frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}} \times \text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額}$$

イ. 生活用動産

$$\frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}} \times \text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額}$$

- (注) (2)①または②の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(2)①または②に規定する限度額を超える場合に限り、(6)当会社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に移転しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合】

第5条 (保険金の支払額)

- (1) 当会社は、第2条(保険金を支払う場合)の保険金として次の金額を支払います。
- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が全損となった場合は、その保険の対象の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。
 - ② 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が大半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の60%に相当する額。ただし、保険価額の60%に相当する額を限度とします。
 - ③ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が小半損となった場合は、その保険の対象の保険金額の30%に相当する額。ただし、保険価額の30%に相当する額を限度とします。
 - ④ 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または生活用動産が一部損となった場合は、その保険の対象の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。
- (2) 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の対象とみなして(1)および(4)の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(注)によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。
- (注) 専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。
- (3) (1)の場合において、この保険契約の保険の対象である次の専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額がそれぞれ次に規定する限度額を超えるときは、その限度額をこの保険契約の保険金額とみなし(1)の規定を適用します。
- ① 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する専有部分および共用部分 5,000万円
 - ② 同一敷地内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円
- (4) (3)①または②の専有部分もしくは共用部分または生活用動産について、地震保険法第2条(定義)第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3)①もしくは②に規定する限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、(1)の規定を適用します。

① 専有部分		
5,000万円または 保険価額の いずれか低い額	×	$\frac{\text{この保険契約の専有部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$
② 共用部分		
5,000万円または 保険価額の いずれか低い額	×	$\frac{\text{この保険契約の共用部分の保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$
③ 生活用動産		
1,000万円または 保険価額の いずれか低い額	×	$\frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$

- (5) 当社は、(3) ①の専有部分および共用部分のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する世帯の専有部分および共用部分がある場合、または(3) ①の専有部分および共用部分が2以上の世帯の居住する共同住宅である場合は、居住世帯を異にするその専有部分および共用部分または戸空ごとに(3) ①および(4)の規定をそれぞれ適用します。
- (6) (3) から(5)までの規定により、当社が保険金を支払った場合には、次の残額に対する保険料を返還します。

- ① (3)の規定により保険金を支払った場合は、この保険契約の保険金額から(3) ①または②に規定する限度額を差し引いた残額
- ② (4)の規定により保険金を支払った場合(注)は、この保険契約の保険金額から次の算式によって算出した額を差し引いた残額

(3) ①に規定する 限度額	×	$\frac{\text{この保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の専有部分および共用部分についての保険金額の合計額}}$
-------------------	---	--

イ. 生活用動産

(3) ②に規定する 限度額	×	$\frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$
-------------------	---	--

(注) (3) ①または②の専有部分および共用部分または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が(3) ①または②に規定する限度額を超える場合に限りです。

- (7) 当社が保険金を支払った場合でも、保険の対象の残存物の所有権その他の物権は、当社に移転しません。

第6条 (包括して契約した場合の保険金の支払額)

2以上の保険の対象を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額を比例配分し、その比例配分額をそれぞれの保険の対象に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

第7条 (保険金支払についての特別)

- (1) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当社が支払うべき保険金を削減するおそれがある場合は、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払し、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。
- (2) 地震保険法第4条(保険金の削減)の規定により当社が支払うべき保険金を削減する場合には、当社は、同法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

第8条 (2以上の地震等の取扱い)

この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、おのおの別の地震等として取り扱います。

第3章 基本条項

第9条 (保険責任の始期および終期)

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(注)に始まり、末日の午後4時に終わります。(注) 保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後も、当社は、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第10条 (告知義務)

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重

大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
- ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
- (4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

第11条 (通知義務)

【保険の対象または保険の対象を収容する建物区分所有建物でない場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である建物または保険の対象を収容する建物の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。
- (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物区分所有建物である場合】

- (1) 保険契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合には、当社への通知は必要ありません。
- ① 保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分の構造または用途を変更したこと。
- ② 保険の対象を他の場所に移転したこと。
- ③ ①および②のほか、告知事項の内容に変更を生じさせる事実(注)が発生したこと。
- (注) 告知事項のうち、保険契約締結の際に当社が交付する書面等においてこの条の適用がある事項として定めたものに関する事実に限ります。

- (2) (1)の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (2)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、解除に係る危険増加が生じた時から解除がなされた時点で発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、その返還を請求しません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、その危険増加をもたらした事実に基づかず発生した第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害については適用しません。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物区分所有建物でない場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象または保険の対象を収容する建物居住の用に供されなくなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

【保険の対象または保険の対象を収容する建物区分所有建物である場合】

- (6) (2)の規定にかかわらず、(1)の事実の発生によって保険の対象である専有部分もしくは共用部分または保険の対象を収容する専有部分もしくは共用部分が居住の用に供されなくなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (注) 共用部分が居住の用に供されなくなった場合とは、共用部分を共有する区分所有者の所有に属するこの区分所有建物の専有部分のすべてが居住の用に供されなくなった場合をいいます。

- (7) (6)の規定による解除が第2条(保険金を支払う場合)の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、第20条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)の事実が生じた時から解除がなされた時点で発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当社は、その返還を請求しません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

第13条（保険の対象の譲渡）

- （1）保険契約締結の後、被保険者が保険の対象を譲渡する場合には、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当会社に通知しなければなりません。
- （2）（1）の場合において、保険契約者がこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を保険の対象の譲受人に移転させるときは、（1）の規定にかかわらず、保険の対象の譲渡前にあらかじめ、書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければならない。
- （3）当会社が（2）の規定による承認をする場合には、第15条（保険契約の失効）（1）の規定にかかわらず、（2）の権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

第14条（保険契約の無効）

- （1）保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
- （2）警戒宣言が発せられた場合は、大震法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、その警戒宣言に係る地域内に所在する保険の対象に関する警戒宣言が発せられた時から同法第9条（警戒宣言等）第3項の規定に基づく地震災害についての警戒解除宣言が発せられた日（注）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までに締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の対象を同一として引き続き締結された保険契約については、效力を有します。この場合において、その保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。（注）その警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日とします。

第15条（保険契約の失効）

- （1）保険契約締結の後、次のいずれかに該当する場合には、その事実が発生した時に保険契約は効力を失います。
 - ① 保険の対象の全部が滅失した場合。ただし、第32条（保険金支払後の保険契約）（1）の規定により保険契約が終了した場合を除きます。
 - ② 保険の対象が譲渡された場合
- （2）おののけに保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、（1）の規定を適用します。

第16条（保険契約の取消し）

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第17条（保険金額の調整）

- （1）保険契約締結の際、保険金額が保険の対象の価額を超えていたことにつき、保険契約者および被保険者が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、その超過部分について、この保険契約を取り消すことができます。
- （2）保険契約締結の後、保険の対象の価額が著しく減少した場合には、保険契約者は、当会社に対する通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の保険の対象の価額に至るまでの減額を請求することができます。

第18条（保険契約者による保険契約の解除）

保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上質権または譲渡担保権が設定されている場合は、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

第19条（重大事由による解除）

- （1）当会社が、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - ① 保険契約者または被保険者が、当会社に対するこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
 - ② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。
 - ③ 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当すること。
 - A. 反社会的勢力（注）に該当すると認められること。
 - イ. 反社会的勢力（注）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与していると認められること。
 - ウ. 反社会的勢力（注）を不当に利用していると認められること。
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - オ. その他反社会的勢力（注）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

（注）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- （2）（1）の規定による解除が第2条（保険金を支払う場合）の事故による保険金を支払うべき損害の発生した後になされた場合であっても、次の規定にかかわらず、（1）①から④までの事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した第2条の事故による保険金を支払うべき損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （3）保険契約者または被保険者が（1）③アからオまでのいずれかに該当することにより（1）の規

定による解除がなされた場合には、（2）の規定は、（1）③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害については適用しません。

第20条（保険契約解除の効力）

保険契約の解除は、将来に請求とのみその効力を生じます。

第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）

- （1）第10条（告知義務）（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- （2）危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。
- （3）当会社は、保険契約者が（1）または（2）の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- （4）（1）または（2）の規定による追加保険料を請求する場合において、（3）の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険料を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- （5）（4）の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した第2条（保険金を支払う場合）の事故に対する損害については適用しません。
- （6）（1）および（2）のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- （7）（6）の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料徴収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第22条（保険料の返還—無効、失効等の場合）

- （1）第14条（保険契約の無効）（1）の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。
- （2）第14条（保険契約の無効）（2）の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合には、当会社は、その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。
- （3）保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- （4）この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第33条（付帯される保険契約との関係）（2）の規定により終了する場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。

第23条（保険料の返還—取消しの場合）

第16条（保険契約の取消し）の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第24条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

- （1）第17条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険契約締結時に遡って、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
- （2）第17条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、当会社は、保険料のうち減額する保険金額に相当する保険料からその保険料につき既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第25条（保険料の返還—解除の場合）

- （1）第10条（告知義務）（2）、第11条（通知義務）（2）もしくは（6）、第19条（重大事由による解除）（1）または第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- （2）第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第26条（事故の通知）

- （1）保険契約者または被保険者は、保険の対象について損害が生じたことを知った場合は、損害の発生ならびにその保険契約の有無および内容（注）を当会社に遅滞なく通知しなければなりません。（注）既に他の保険契約から保険金の支払を受けた場合には、その事実を含みます。
- （2）保険の対象について損害が生じた場合は、当会社は、その保険の対象もしくはその保険の対象が所在する敷地内を調査することまたはその敷地内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- （3）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく（1）の規定に違反した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第27条（損害賠償義務）

保険契約者または被保険者は、地震等が発生したことを知った場合は、自らの負担で、損害の発生および拡大の防止に努めなければなりません。

第28条（保険金の請求）

- （1）当会社に対する保険金請求権は、第2条（保険金を支払う場合）の事故による損害が発生した時から発生し、これを行行使することができるものとします。

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 保険金の請求書
 - ② 保険証券
 - ③ 損害見積書
 - ④ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの
- (3) 被保険者が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなきときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 法律上の配偶者に限ります。

(4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事項に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額(注2)および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効、取消または終了(注3)の事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 保険価額を含みます。
(注3) 第33条(付帯される保険契約との関係)(2)において定める終了に限ります。
- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
 - ④ 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査 365日
 - ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)①および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
- (注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) 当社は、第7条(保険金支払についての特別)の規定により保険金(注)を支払う場合には、(1)から(3)までの規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。
(注) 概算払の場合を含みます。

第30条(時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第31条(代位)

- (1) 損害が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。
- ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者が取得した債権の全額
 - ② ①以外の場合
被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額
- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

第32条(保険金支払後の保険契約)

- (1) 当社が第5条(保険金の支払額)(1)①の保険金を支払った場合は、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。
- 〔保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物でない場合〕
- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(5)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(5)①または②の残額を差し引いた金額を同条(5)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未經過期間に対する保険金額とします。

〔保険の対象または保険の対象を収容する建物が区分所有建物である場合〕

- (2) (1)の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第5条(保険金の支払額)(6)の規定が適用される場合には、保険金額から同条(6)①または②の残額を差し引いた金額を同条(6)の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の未經過期間に対する保険金額とします。
- (3) (1)の規定により、この保険契約が終了した場合には、当社は保険料を返還しません。
- (4) おのおの別に保険金額を定めた保険の対象が2以上ある場合には、それぞれについて、(1)から(3)までの規定を適用します。

第33条(付帯される保険契約との関係)

- (1) この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の対象を共通とする地震保険法第2条(定義)第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- (2) この保険契約が付帯されている保険契約が保険期間の途中において終了した場合は、この保険契約も同時に終了するものとします。

第34条(保険契約の継続)

- (1) 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合(注)に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者または被保険者は、書面をもってこれを当社に告げなければなりません。この場合の告知については、第10条(告知義務)の規定を適用します。
- (注) 新たに保険契約申込書を用いることなく、従前の保険契約と保険期間を除き同一の内容で、かつ、従前の保険契約との間で保険期間を中断させることなく保険契約を継続する場合をいいます。この場合には、当社は新たな保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証をもって新たな保険証券に代えることができます。この場合の告知については、第10条(告知義務)の規定を適用します。
- (2) 第9条(保険責任の始期および終期)(3)の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

第35条(保険契約の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。ただし、被保険者が保険の対象を譲渡する場合は、第13条(保険の対象の譲渡)の規定によるものとします。
- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第36条(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

- (1) この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上である場合は、当社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、各保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第37条(訴訟の提起)

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第38条(準拠法)

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合 (%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

リビングパートナー保険に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約がリビングパートナー保険の場合には、この特則が適用されま

す。

＜用語の定義＞

この特則において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
き 既経過期間	この保険契約の保険期間の初日から危険増加もしくは危険の減少が生じた時(注)、保険契約の条件を変更した日、または保険契約が解除された日までの期間をいいます。 (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。
み 未経過期間	危険増加もしくは危険の減少が生じた時(注)、この保険契約の条件を変更した日、この保険契約が解除された日からこの保険契約の保険期間の末日までの期間をいいます。 (注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

(1) 第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）

(1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合、危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。ただし、保険期間が1年を超えもしくは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還し、または追加保険料を請求することがあります。

区 分	返還または追加保険料の算式
① 第10条（1）により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるとき。	次の算式により算出した額を返還または請求します。 $\text{返還または追加保険料の額} = \text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料}$
② 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき。	ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。 $\text{追加保険料の額} = \left(\text{変更後の保険料} - \text{変更前の保険料} \right) \times \frac{\text{未経過期間における月数(注)}}{12}$
③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。 $\text{返還保険料の額} = \left(\text{変更前の保険料} - \text{変更後の保険料} \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間における月数(注)}}{12} \right)$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(2) 当会社は、保険契約者が(1)①または(1)②の規定による追加保険料の支払を怠った場合

(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りま

(3) (1)①または(1)②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) (3)の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については適用しません。

(5) (1) ③の規定による追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

(2) 第22条（保険料の返還－無効、失効等の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

第22条（保険料の返還－無効の場合）

保険契約の無効の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区 分	返還保険料の算式
① 第14条（保険契約の無効）（1）の規定により保険契約が無効となる場合	保険料は返還しません。
② 第14条（2）の規定により保険契約の全部または一部が無効となる場合	その無効となる保険金額に対応する保険料を返還します。

(3) 第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

第24条（保険料の返還－保険金額の調整の場合）

保険金額の調整の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区 分	返還保険料の算式
① 第17条（保険金額の調整）（1）の規定により、保険契約者がこの保険契約を取り消した場合	保険契約締結時にさかのぼって、取り消された部分に対応する保険料を返還します。
② 第17条（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\left(\begin{array}{c} \text{返還保険料} \\ \text{の額} \end{array} = \left(\begin{array}{c} \text{減額前の} \\ \text{保険金額に} \\ \text{対応する} \\ \text{保険料} \end{array} - \begin{array}{c} \text{減額後の} \\ \text{保険金額に} \\ \text{対応する} \\ \text{保険料} \end{array} \right) \times \left(1 - \frac{\text{既経過期間} \\ \text{における} \\ \text{月数(注)}}{12} \right)$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(4) 第25条（保険料の返還－解除の場合）を次のとおり読み替えて適用します。

第25条（保険料の返還－解除の場合）

保険契約の解除の場合には、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。ただし、保険期間が1年を超えまたは1年に満たない場合、この保険契約に適用される特約の規定により保険契約者が保険料を分割して払い込む場合または中途更改等において、当会社が別に定める方法により保険料を返還することがあります。

区 分	返還保険料の算式
① 第10条（告知義務）（2）、第11条（通知義務）（2）もしくは同条（6）、第19条（重大事由による解除）（1）または第21条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\begin{array}{c} \text{返還保険料} \\ \text{の額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{保険料} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{未経過期間} \\ \text{における} \\ \text{日数} \end{array}}{365}$
② 第18条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\begin{array}{c} \text{返還保険料} \\ \text{の額} \end{array} = \begin{array}{c} \text{保険料} \end{array} \times \left(1 - \frac{\begin{array}{c} \text{既経過期間} \\ \text{における} \\ \text{月数(注)} \end{array}}{12} \right)$

(注) 1か月に満たない期間は1か月とします。

(5) 第11条（通知義務）（1）の規定にかかわらず、被保険者の住居の移転に伴い保険の対象である生活用財産の全部を他の場所に移転する場合であって、移転日（注1）の翌日から起算して30日以内に、保険契約者または被保険者が書面により移転の承認の請求を行い、当会社がこれを受領したときに限り、当会社は、移転日以後承認するまでの間、移転後の場所（注2）を保険証券記載の保険の対象の所在地とみなして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約の規定を適用します。

(注1) 住民票の転出日をいいます。

(注2) 住民票の転入地をいいます。

(6) 第13条（保険の対象の譲渡）（3）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

(3) 当会社が（2）の規定による承認をする場合には、その権利および義務は、保険の対象が譲渡された時に保険の対象の譲受人に移転します。

(7) 第15条（保険契約の失効）の規定は適用しません。

特 約

(1) ドアロック交換費用補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
と	ドアロック
	ドアの錠をいいます。
	ドアロック交換費用
	ドアロックの交換に必要な費用をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、保険証券記載の住宅のドア(注)のかぎが日本国内で盗難された場合において、被保険者が負担したドアロック交換費用に対して、この特約の規定に従い、ドアロック交換費用保険金を支払います。

(注)住宅または戸室の出入りに通常使用するドアをいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1)当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、ドアロック交換費用保険金を支払いません。

事 由
① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他者が受け取るべき金額については除きます。
③ 被保険者の配偶者、被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族、被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子の行ったまたは加担した犯罪行為

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた費用に対しては、ドアロック交換費用保険金を支払いません。

事 由
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質(注1)もしくは核燃料物質(注1)によって汚染された物(注2)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) 使用済燃料を含みます。

(注2) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金の支払額)

当社は、第2条(保険金を支払う場合)のドアロック交換費用保険金として、被保険者が実際に支出したドアロック交換費用の額を支払います。ただし、1回の事故につき、3万円を限度とします。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべきドアロック交換費用保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、ドアロック交換費用の額から差し引いた額に対してのみドアロック交換費用保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

第6条 (普通保険約款との関係)

この特約においては、普通保険約款基本条項第19条(保険金の請求)(1)の全文は「当社に対する保険金請求権は、ドアロック交換費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるとします。」と読み替えて適用します。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(2) 臨時賃借・宿泊費用補償特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
り	臨時賃借・宿泊費用
	臨時に賃貸住宅を賃借した場合は宿泊施設を利用したことによって生じる費用をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (保険金を支払う場合)

当社は、普通保険約款家財補償条項第2条(保険金を支払う場合)①から同条⑥まで、同条⑨または同条⑨の事故によって保険の対象が損害を受け、その損害の状況が次に該当する場合には、それによって生ずる臨時賃借・宿泊費用に対して、この特約の規定に従い、臨時賃借・宿泊費用保険金を支払います。この場合において、損害の状況の認定は、保険の対象である家財を収容する保険証券記載の住宅ごとに行います。

① 保険の対象である家財を収容する保険証券記載の住宅が半損以上となったとき(注1)。

② 保険の対象である家財が全損となったとき(注2)。

(注1) 保険証券記載の住宅の主要構造部の損害の額が、その住宅の再調達価額の20%以上となった場合、または保険証券記載の住宅の損害を被った部分の床面積のその住宅の延べ床面積に対する割合が20%以上となった場合をいいます。

(注2) 家財の損害の額が、その家財の再調達価額の80%以上となった場合をいいます。

第3条 (保険金を支払わない場合)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、臨時賃借・宿泊費用保険金を支払いません。

事 由
① 保険契約者、被保険者(注1)またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反
② ①に規定する者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者(注2)またはその者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他者が受け取るべき金額については除きます。

(注1) 保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害(注1)に対しては、臨時賃借・宿泊費用保険金を支払いません。

事 由
① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
② 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
③ 核燃料物質(注2)もしくは核燃料物質(注2)によって汚染された物(注3)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

(注1) ①から③までの事由によって発生した前条の事故が延焼または拡大して生じた損害、および発生原因がいかなる場合でも同条の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害を含みます。

(注2) 使用済燃料を含みます。

(注3) 原子核分裂生成物を含みます。

第4条 (保険金の支払額)

当社は、第2条(保険金を支払う場合)の臨時賃借・宿泊費用保険金として、被保険者が実際に支出した臨時賃借・宿泊費用の額を支払います。ただし、1か月につき10万円かつ1回の事故につき6か月(注)を限度とします。

(注) 1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月とみなします。

第5条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当社は、この保険契約により支払うべき臨時賃借・宿泊費用保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合または既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当社は、それらの額の合計額を、臨時賃借・宿泊費用の額から差し引いた額に対してのみ臨時賃借・宿泊費用保険金を支払います。ただし、この特約の支払責任額を限度とします。

第6条 (普通保険約款との関係)

この特約においては、普通保険約款基本条項第19条(保険金の請求)(1)の全文は「当社に対する保険金請求権は、臨時賃借・宿泊費用を負担した時から発生し、これを行行使することができるとします。」と読み替えて適用します。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(3) 賠償事故解決特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
賠償事故	日本国内において発生した次に掲げるものをいいます。ただし、その賠償事故について、被保険者に対する損害賠償責任に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合を除きます。 ① 普通保険約款賠償責任条項第3条（保険金を支払う場合）①に規定する借用戸室に生じた損害 ② 普通保険約款賠償責任条項第3条②に規定する他人の身体の障害または他人の財物の損壊もしくは軌道上を走行する陸上の乗用具の運行不能

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条（当社による援助）

被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合には、当社は、被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、被保険者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続について協力または援助を行います。

第3条（当社による解決）

(1) 被保険者が賠償事故にかかわる損害賠償の請求を受けた場合、または当社が損害賠償請求権者から次条の規定に基づく損害賠償額の支払の請求を受けた場合には、当社は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社の費用により、被保険者の同意を得て、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（注）を行います。
（注）弁護士を選任を含みます。

(2) (1) の場合には、被保険者は当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(3) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。

- ① 1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が普通保険約款の規定に基づく保険証券記載の保険金額を明らかに超える場合
- ② 損害賠償請求権者が、当社と直接、折衝することに同意しない場合
- ③ 正当な理由がなく被保険者が(2)に規定する協力を拒んだ場合
- ④ 普通保険約款において免責金額の有無がある場合（注）は、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がその免責金額を明らかに下回る場合。

（注）保険証券に免責金額の記載がある場合をいいます。

第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）

(1) 賠償事故によって被保険者の負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、当社が被保険者に対して支払責任を負う限度において、当社に対して(3)に定める損害賠償額の支払を請求することができます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して(3)に定める損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき、当社がこの特約および普通保険約款の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
- ③ 損害賠償請求権者が被保険者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被保険者に対して書面で承諾した場合
- ④ 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被保険者について、次のいずれかに該当する事由があつた場合

- A. 被保険者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - イ. 被保険者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
- (注) 同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

(3) 前条およびこの条において損害賠償額とは、次の算式によって算出した額とします。

損害賠償額	=	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額	-	次の①または②のうち、いずれか高い額 ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して既に支払った損害賠償金の額 ② 保険証券に免責金額の記載がある場合は、その免責金額
-------	---	-----------------------------------	---	---

(4) 損害賠償請求権者の損害賠償額の請求が被保険者の保険金の請求と競合した場合は、当社は、損害賠償請求権者に対して優先して損害賠償額を支払います。

(5) (2) または(7)の規定に基づき当社が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払を行った場合は、その金額の限度において当社が被保険者から、その被保険者に対する損害賠償に対して、保険金を支払ったものとみなします。

(6) (2) (1) から(2) (3)までのいずれかに該当する場合で、1回の賠償事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額（注）が普通保険約款の規定に基づく保険証券記載の保険金額を超えることと認められる時以後、損害賠償請求権者は(1)の規定による請求権を行使することはできず、また当社は(2)の規定にかかわらず損害賠償額を支払いません。
（注）同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を含みます。

(7) 次のいずれかに該当する場合は、(2) および(6)の規定にかかわらず、当社は、損害賠償

請求権者に対して、損害賠償額を支払います。ただし、1回の賠償事故につき当社がこの特約および普通保険約款の規定に従い被保険者に対して支払うべき保険金の額（注）を限度とします。

- ① 損害賠償請求権者が被保険者に対して、賠償事故にかかわる損害賠償の請求を行う場合において、いずれの被保険者またはその法定相続人もと折衝することができないと認められるとき
- ② 当社への損害賠償額の請求に対して、すべての損害賠償請求権者と被保険者との間で、書面による合意が成立した場合
（注）同一事故につき既に当社が支払った保険金または損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

第5条（損害賠償額の請求）

(1) 当社に対する損害賠償額の請求権は、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から発生し、これを行便することができるものとします。

(2) 損害賠償請求権者が前条の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

- ① 損害賠償額の請求書
- ② 当社が定める事故状況報告書
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書
- ④ 損害を証明する書類

(3) 損害賠償請求権者が損害賠償額を請求できない事情がある場合で、かつ、損害賠償額の支払を受けるべき損害賠償請求権者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、損害賠償請求権者の代理人として損害賠償額を請求することができます。

- ① 損害賠償請求権者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、損害賠償請求権者と同居または生計を共にする3親等内の親族（注2）
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に損害賠償額を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の3親等内の親族（注2）
- （注1）普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限りません。
（注2）普通保険約款基本条項<用語の定義>の規定にかかわらず、法律上の親族に限りません。

(4) (3) の規定による損害賠償請求権者の代理人からの損害賠償額の請求に対して、当社が損害賠償額を支払った後に、重複して損害賠償額の請求を受けたとしても、当社は、損害賠償額を支払いません。

(5) 当社は、事故の内容または損害の額に応じ、損害賠償請求権者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を受けることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(6) 損害賠償請求権者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて損害賠償額を支払います。

第6条（損害賠償額の支払時期）

(1) 損害賠償請求権者が第4条（損害賠償請求権者の直接請求権）の規定により損害賠償額の支払を請求する場合は、当社は、請求完了日（注）からその日を含めて30日以内に、当社が損害賠償額を支払うために必要な次の事項の確認を終え、損害賠償請求権者に対して損害賠償額を支払います。

- ① 損害賠償額の支払事由が発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および損害賠償請求権者に該当する事実
 - ② 損害賠償額が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、損害賠償額が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 損害賠償額を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、解約、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
 - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について損害賠償請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき損害賠償額を確定するために確認が必要な事項
- （注）損害賠償請求権者が前条(2)および同条(3)の規定による手続を完了した日を含みます。

(2) (1) の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、損害賠償額を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を損害賠償請求権者に対して通知するものとします。

照会または調査	日数
① (1) ①から(1) ④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査、調査結果の照会（注3）	180日
② (1) ①から(1) ④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日
③ (1) ③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会	120日
④ 災害救助法が適用された災害の被災地域における(1) ①から(1) ⑤までの事項の確認のための調査	60日
⑤ (1) ①から(1) ⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的手段がない場合の日本国外における調査	180日

（注1）損害賠償請求権者が前条(2) および同条(3)の規定による手続を完了した日を含みます。

- (注2) 複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
 (注3) 弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
 (3) (1) および (2) に掲げる必要な事項の確認に際し、損害賠償請求権者が正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間に代りては、(1) または (2) の期間に算入しないものとします。

(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
第7条 (損害賠償請求権の行使期限)
 第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の規定による請求権は、次のいずれかに該当する場合には、これを行行使することはできません。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額に比べて、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時の翌日から起算して3年を経過した場合
 ② 損害賠償請求権者の被保険者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

第8条 (仮払金および供託金の貸付け等)

- (1) 第2条(当会社による援助)または第3条(当会社による解決)(1)の規定により当会社が被保険者のために援助または解決にあたる場合には、当会社は、1回の事故につき、基本特約の規定に基づき保険証券記載の保険金額(注)の範囲内で、仮処分命令に基づく仮払金を無利息で被保険者に貸付け、また、仮差押えを免れるための供託金もしくは上訴のときの仮執行を免れるための供託金を当会社の名において供託し、または供託金に付されると同率の利息で被保険者に貸し付けます。

(注) 同一事故につき既に当会社が支払った保険金または第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)の損害賠償額がある場合は、その全額を差し引いた額とします。

- (2) (1)により当会社が供託金を貸し付ける場合には、被保険者は、当会社のために供託金(注)の取戻請求権の上に質権を設定するものとします。
 (注) 利息を含みます。

- (3) (1)の貸付けまたは当会社の名による供託が行われている間においては、次の①から③までの規定はその貸付金または供託金(注)を既に支払った保険金とみなして適用します。

- ① 普通保険約款賠償責任条項第5条(支払保険金の計算)(1)ただし書
 ② 第4条(損害賠償請求権者の直接請求権)(2)ただし書
 ③ 第4条(7)ただし書

(注) 利息を含みます。

- (4) (1)の供託金(注)が第三者に還付された場合には、その還付された供託金(注)の限度で、(1)の当会社の名による供託金(注)または貸付金(注)が保険金として支払われたものとみなします。

(注) 利息を含みます。

- (5) 普通保険約款基本条項第19条(保険金の請求)の規定により当会社の支払金支払義務が発生した場合は、(1)の仮払金に関する貸付金が保険金として支払われたものとみなします。

第9条 (普通保険約款との関係)

- (1) この特約については、普通保険約款賠償責任条項第6条(費用)④の全文は「被保険者の行う折衝または示談について被保険者が当会社の同意を得て支出した費用」と読み替えて適用します。
 (2) 当会社は、この特約の適用においては、普通保険約款賠償責任条項第7条(損害賠償責任解決の特則)の規定は適用しません。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(4) 法人等契約の被保険者に関する特約

<用語の定義>
 この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
し 従業員等	法人等の役員または使用人をいいます。
ほ 法人等	個人事業主を含みます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険証券記載の住宅に保険契約者である法人等の従業員等が居住する場合で、かつ、保険証券にこの特約を適用する旨記載されている場合に適用されます。

第2条 (被保険者の範囲)

- (1) この特約が付帯された保険契約において、この保険契約の普通保険約款の被保険者または本人は、特別な約定のある場合を除き、法人等の従業員等で保険証券記載の住宅に居住する者とします。ただし、普通保険約款借戸入室修理費用補償条項または賠償責任条項第3条(保険金を支払う場合)①借家人賠償保険の被保険者には保険契約者を含みます。
 (2) この保険契約に付帯される他の特約において、保険証券記載の被保険者または本人に関する規定がある場合の保険証券記載の被保険者または本人は、特別な約定のある場合を除き、法人等の従業員等で保険証券記載の住宅に居住する者とします。

第3条 (普通保険約款との関係)

- (1) この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。
 ① 借戸入室修理費用補償条項<用語の定義>の規定中「借戸室」の定義において「被保険者が借用する」とあるのは「被保険者が居住する」
 ② 賠償責任条項<用語の定義>の規定中「借戸室」の定義において「被保険者が借用する」とあるのは「被保険者が居住する」
 (2) この特約の適用については、普通保険約款基本条項第4条(通知義務)(1)②の規定は適用しません。

第4条 (準用規定)
 この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(5) 通信販売に関する特約 (新規契約用)

<用語の定義>
 この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
つ 通知書	保険料、保険料払込期日および保険料払込方法等を記載したものをいいます。
も 申込書	当会社所定の保険契約申込書をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者が、次のいずれかの方法により、保険契約の申込みを行う場合に適用されます。

- ① 申込書に所要の事項を記載し、当会社に送付すること。
 ② 電話、情報処理機器等の通信手段を媒介として、当会社に対し保険契約の申込みの意思を表示すること。

第2条 (通知書等の送付および申込書の返送)

(1) 前条の規定により当会社が保険契約の申込みを受けた場合で、当会社がその保険契約の引受けを行うときは、次に掲げる書類を保険契約者に送付します。なお、引受けを行わない保険契約については、直ちに保険契約者にその旨通知します。

- ① 前条①によるときは、通知書
 ② 前条②によるときは、通知書および申込書
 (2) 保険契約者が(1)②の申込書の送付を受けた場合は、保険契約者は、申込書に所要の事項を記載し、通知書記載の返送期限までに当会社へ返送するものとします。
 (3) 保険契約者により(2)の申込書が通知書の返送期限までに当会社に返送されない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、(1)の申込みがなかったものとして取り扱います。

第3条 (保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の通知書に従い、保険料を払い込まなければなりません。
 (2) 通知書に記載する保険料払込期日は、この保険契約に付帯された他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(6) 通信販売に関する特約 (継続契約用)

<用語の定義>
 この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
け 契約案内	当会社または代理店の送付する保険契約の案内をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、当会社が引受けを行うことを案内した契約内容で、当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者が、次案に定める方法に従い保険料を払い込むことにより、保険契約の申込みを行う場合に適用されます。

第2条 (保険料の払込み)

- (1) 当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、契約案内に基づき、所定の保険料払込票を使用し、当会社の指定するコンビニエンスストア等において保険料を払い込まなければなりません。
 (2) この保険契約の保険料払込期日は、保険期間の初日の前日までの当会社が定める日とします。

第3条 (普通保険約款との関係)

第1条(この特約の適用条件)の規定により保険契約を申し込む場合は、普通保険約款の規定中「保険契約申込書」とあるのは「契約案内」と読み替えて適用します。

第4条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(7) インターネット等による通信販売特約

第1条 (この特約の適用条件)

- (1) この特約は、当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者が、その申込みについての重要事項を了解した上で、当会社の定める手続方法にしたがって、情報処理機器上の契約申込画面に所要の事項を入力し、当会社に送信することによって、保険契約の申込みを行う場合に適用されます。
 (2) (1)の規定により当会社が契約申込画面の送信を受けた場合は、当会社は、保険契約の引受けを行うものについては、保険契約者に対して契約確認書画面を送信することにより引受契約内容を通知します。

第2条 (保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は前条(2)の契約確認書画面に従い、保険料を払い込まなければなりません。
 (2) 契約確認書画面に記載する保険料の払込期限は、この保険契約に付帯された他の特約に別の規定がある場合を除き、保険期間の開始時刻までとします。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（8）運送人に対する代位求償権不行使特約

<用語の定義>

この特約における次の法令の公布年および法令番号は、次のとおりとします。

法 令（公布年／法令番号）

か 貨物自動車運送事業法（平成元年／法律第83号）

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、普通保険約款家財補償条項第2条（保険金を支払う場合）⑩に規定する引越中家財の事故の補償がある場合に適用されます。

第2条（代位求償権不行使）

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の代位に関する規定により、被保険者が運送人（注）に対して有する権利を、当会社が取得したときは、当会社は、これを行使しないものとします。ただし、運送人の故意または重大な過失によって生じた損害に対し保険金を支払った場合を除きます。

（注）鉄道業者および貨物自動車運送事業法に定める事業者を除きます。

（9）長期保険保険料一括払特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
み 未經過料率係数	当会社が別に定める未經過料率係数をいいます。

第1条（保険料の返還または追加保険料の請求・通知義務等の場合）

危険増加が生じた場合もしくは危険が減少した場合、または保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行った場合において、保険料率を変更する必要があるときは、普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求・告知義務・通知義務等の場合）（1）②または同条（1）③の規定にかかわらず、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還し、または追加保険料を請求します。

区 分	返還または追加保険料の算式
① 危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料を変更する必要があるとき。	<p>ア. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合は、次の算式により算出した額を請求します。</p> $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{追加保険料} \\ \hline \text{の額} \\ \hline \end{array} \right) = \left(\begin{array}{ c } \hline \text{変更後の} \\ \text{保険料} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{変更前の} \\ \text{保険料} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{未經過料率} \\ \text{係数} \\ \hline \end{array}$
② ①のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるとき。	<p>イ. 変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合は、次の算式により算出した額を返還します。</p> $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{返還保険料} \\ \text{の額} \\ \hline \end{array} \right) = \left(\begin{array}{ c } \hline \text{変更前の} \\ \text{保険料} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{変更後の} \\ \text{保険料} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{未經過料率} \\ \text{係数} \\ \hline \end{array}$

第2条（保険料の返還—保険金額の調整、解除または解約の場合）

保険金額の調整、保険契約の解除または解約の場合には、普通保険約款基本条項第16条（保険料の返還—保険金額の調整、解除または解約の場合）②、同条③または同条④の規定にかかわらず、当会社は、次の区分に従い、保険料を返還します。

区 分	返還保険料の算式
① 普通保険約款基本条項第10条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{返還保険料} \\ \text{の額} \\ \hline \end{array} \right) = \left(\begin{array}{ c } \hline \text{減額前の} \\ \text{保険金額に} \\ \text{対応する} \\ \text{保険料} \\ \text{(注1)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{ c } \hline \text{減額後の} \\ \text{保険金額に} \\ \text{対応する} \\ \text{保険料} \\ \text{(注1)} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{ c } \hline \text{未經過料率} \\ \text{係数} \\ \hline \end{array}$
② 普通保険約款基本条項第3条（告知義務）（2）、同条第4条（通知義務）（2）もしくは同条（6）、同条第12条（重大事由による解除）（1）、同条第14条（保険料の返還または追加保険料の請求・告知義務・通知義務等の場合）（2）またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合	<p>次の算式により算出した額を返還します。</p> $\left(\begin{array}{ c } \hline \text{返還保険料} \\ \text{の額} \\ \hline \end{array} \right) = \begin{array}{ c } \hline \text{保険料} \\ \text{(注2)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{ c } \hline \text{未經過料率} \\ \text{係数} \\ \hline \end{array}$
③ 普通保険約款基本条項第11条（保険契約者による保険契約の解約）の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合	

（注1）この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料とします。

（注2）この保険契約が解除または解約された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料とします。

第3条（保険料の返還または請求—料率改定の場合）

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当会社は、この保険契約の返還または請求は行いません。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

（10）長期保険保険料一括払特約（地震保険用）

第1条（保険料の返還または請求—通知義務の場合）

危険増加が生じた場合または危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間（注）に対応する別表に掲げる未經過料率係数を乗じて計算した保険料を返還または請求します。

（注）保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時以降の期間をいいます。

第2条（保険料の返還—失効等の場合）

（1）保険契約が失効となる場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還—無効、失効等の場合）（3）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が失効した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未經過期間に対応する別表に掲げる未經過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

（2）地震保険普通保険約款第33条（付帯される保険契約との関係）（2）の規定によりこの保険契約が終了する場合には、地震保険普通保険約款第22条（保険料の返還—無効、失効等の場合）（4）の規定にかかわらず、当会社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未經過期間に対応する別表に掲げる未經過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第3条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）

地震保険普通保険約款第17条（保険金額の調整）（2）の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、地震保険普通保険約款第24条（保険料の返還—保険金額の調整の場合）（2）の規定にかかわらず、当会社は、減額した保険金額につき、この保険契約の保険金額が減額された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未經過期間に対応する別表に掲げる未經過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第4条 (保険料の返還・解除の場合)

地震保険普通保険約款第10条 (告知義務) (2)、第11条 (通知義務) (2) もしくは (6)、第19条 (重大事由による解除) (1) または第21条 (保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合) (3) の規定により、当社が保険契約を解除した場合または地震保険普通保険約款第18条 (保険契約者による保険契約の解除) の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合には、地震保険普通保険約款第25条 (保険料の返還・解除の場合) の規定にかかわらず、当社は、この保険契約が解除された日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、未経過期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

第5条 (保険料の返還または請求・料率改定の場合)

この保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

第6条 (保険料の返還・保険金を支払った場合)

地震保険普通保険約款第32条 (保険金支払後の保険契約) (1) の規定により保険契約が終了した場合には、当社は、この保険契約が終了した日の保険契約の条件に基づき計算した保険料に対し、地震保険普通保険約款第2条 (保険金を支払った場合) の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度 (注) を経過した以後の期間に対応する別表に掲げる未経過料率係数を乗じて計算した保険料を返還します。

(注) 保険期間の初日からその日を含めて起算した1年ごとの期間をいいます。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、地震保険普通保険約款の規定を準用します。

別表 未経過料率係数表

経過月数	2年契約		3年契約			4年契約				5年契約				
	0年	1年	0年	1年	2年	0年	1年	2年	3年	0年	1年	2年	3年	4年
1か月まで	92%	44%	95%	62%	30%	96%	71%	47%	22%	97%	77%	57%	38%	18%
2か月まで	88%	40%	92%	59%	27%	94%	69%	45%	20%	95%	75%	56%	36%	16%
3か月まで	84%	36%	89%	57%	24%	92%	67%	43%	18%	93%	74%	54%	34%	15%
4か月まで	80%	32%	86%	54%	22%	90%	65%	41%	16%	92%	72%	52%	33%	13%
5か月まで	76%	28%	84%	51%	19%	88%	63%	39%	14%	90%	70%	51%	31%	11%
6か月まで	72%	24%	81%	49%	16%	86%	61%	37%	12%	88%	69%	49%	29%	10%
7か月まで	68%	20%	78%	46%	14%	84%	59%	35%	10%	87%	67%	48%	28%	8%
8か月まで	64%	16%	76%	43%	11%	82%	57%	33%	8%	85%	66%	46%	26%	7%
9か月まで	60%	12%	73%	41%	8%	80%	55%	31%	6%	84%	64%	44%	25%	5%
10か月まで	56%	8%	70%	38%	5%	78%	53%	29%	4%	82%	62%	43%	23%	3%
11か月まで	52%	4%	68%	35%	3%	75%	51%	27%	2%	80%	61%	41%	21%	2%
12か月まで	48%	0%	65%	32%	0%	73%	49%	24%	0%	79%	59%	39%	20%	0%

(注) 経過月数につき1か月未満の端日数は、1か月として計算します。

(11) 保険料クレジットカード払特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
い 一時払保険料	保険料を一括して払い込む場合の一時払保険料をいいます。
か カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
な 会員規約等	カード会社との間で締結した会員規約等をいいます。
く クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
け 契約年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応当日から1年間をいいます。
つ 追加保険料	普通保険約款の規定により、当社が請求する追加保険料をいいます。
ね 年額保険料	この保険契約に定められた各契約年度に対する保険料をいいます。
ふ 分割保険料	この保険契約に定められた総保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
ほ 保険料	一時払保険料、初回年額保険料、初回分割保険料または追加保険料をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、保険契約者が、会員規約等に基づき会員またはクレジットカードの使用が認められた者である場合で、かつ、保険契約者が、保険料をクレジットカードによって払い込むことを当社が承認したときに適用されます。

第2条 (保険料の払込み)

(1) 保険契約者は、この特約により、クレジットカードによって保険料を払い込むものとします。
(2) 保険契約者から、保険料のクレジットカードによる払込みの申出があった場合は、当社は、カード会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行います。

(3) 当社は、(2) の確認を行ったうえで、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時に保険料の払込みがあったものとみなします。

第3条 (保険料領収前の事故)

(1) 前条の規定により、当社がクレジットカードによる保険料の払込みを承認した時 (注) 以後、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する場合は、(1) の規定は適用しません。
① 当社がカード会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従ってクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額的全額を既に払い込んでいる場合は、その保険料が払い込まれたものとみなして (1) の規定を適用します。
② 会員規約等に定める手続が行われない場合

第4条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い)

(1) 前条 (2) ① の保険料相当額を領収できない場合は、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
(2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1) の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、前条 (1) の規定を適用します。

第5条 (直接請求保険料不払の場合の取扱い)

(1) 保険契約者が、前条 (2) の保険料の払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(2) (1) の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
(3) (1) の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第6条 (保険料の返還の特則)

この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、カード会社からの保険料相当額の領収を確認の後に保険料を返還します。ただし、第4条 (保険料の直接請求および請求保険料支払後の取扱い) (2) の規定により保険契約者が保険料を直接当社に払い込んだ場合、または保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、カード会社に対してこの保険契約にかかわる保険料相当額的全額を既に払い込んでいる場合は、この規定は適用しません。

第7条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(12) 団体扱特約 (一般A)

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
き 企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
し 集金契約	「保険料集金に関する契約書 (一般A-1)」または「保険料集金に関する契約書 (一般A-2)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
た 団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
ふ 分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
み 未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

(2) この特約における次の法令の公布年および法令番号は、次のとおりとします。

法令 (公布年/法令番号)
ろ 労働基準法 (昭和22年/法律第49号)

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体が給与の支払を受けていること。
② 次のいずれかの契約が締結されていること。
ア. 団体と当社との間の「保険料集金に関する契約書 (一般A-1)」による保険料集金契約。ただし、団体が労働基準法第24条 (賃金の支払) に定める賃金の一部控除に関する書面による協定またはその他の法令に基づき、保険契約者の受け取るべき給与から保険料の控除を行うことができる場合に限りです。
イ. 職域労働組合等と当社との間の「保険料集金に関する契約書 (一般A-2)」による保険料集金契約。ただし、職域労働組合等がアのただし書に定める団体によって控除された保険料を受領することができる場合に限りです。

- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 ア. 集金者が団体である場合には、保険契約者の受け取るべき給与から保険料を控除して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。
 イ. 集金者が職域労働組合等である場合には、団体によって控除された保険料を団体から受領して、これを当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条 (保険料の払込み)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
 (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 (3) 保険契約者が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1) 保険契約者が前条(1)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(2)の一括払保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(2)の一括払保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
 (2) 保険契約者が前条(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(3)①の初回分割保険料領収前の事故に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3)①の初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款の規定により、当会社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料を次の区分(注)に従い、当会社に払い込まなければなりません。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)①または同条(1)②の規定により、当会社が請求した追加保険料	集金者を経ることなく、その全額を一時に払い込むものとします。
② 普通保険約款基本条項第14条(1)③の規定により、当会社が請求した追加保険料	

(注) この特約が地震保険に適用される場合は、上表を次のとおり読み替えて適用します。

区分	追加保険料の払込み
① 地震保険普通保険約款第21条(保険料の返還または請求・告知義務・通知義務等の場合)(1)または同条(2)の規定により、当会社が請求した追加保険料	集金者を経ることなく、その全額を一時に払い込むものとします。
② 地震保険普通保険約款第21条(6)の規定により、当会社が請求した追加保険料	

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
 (3) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
 (4) (2)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
 (5) (1)①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。
 (注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
 (6) 保険契約者が(1)②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

第5条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、その事実が発生したところにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。
 ① 集金契約が解除された場合
 ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 ③ 保険契約者がその受け取るべき給与から保険料を控除することを拒んだ場合
 ④ ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
 (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

- (注1) 当会社との間の団体扱に係る特約に係る他の集金契約を含みます。
 (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。
 (3) (1)①の事実が発生した場合または(2)の規定により当会社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時的に当会社に払い込まなければなりません。
 (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
 (3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 (4) (3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
 (5) (3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(13) 団体扱特約 (一般B)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
き 企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
勤務先事業所	保険契約者がこの保険契約締結の時に勤務している事業所をいいます。
し 集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般B)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当会社との間に集金契約を締結した者をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
た 団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
ふ 分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
み 未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

- この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。
 ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
 ② 次のいずれかの者と当会社との間に集金契約が締結されていること。
 ア. 団体
 イ. 職域労働組合等
 ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 ア. 勤務先事業所において、給与支払日に保険契約者またはその代理人から直接保険料を集金すること。
 イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に支払うこと。

第2条 (保険料の払込み)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
 (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険証券記載の保険の対象について、保険契約者が勤務先事業所において当会社と団体扱に係る特約を付帯した保険契約を締結していた場合であって、その保険契約の保険期間の末日(注)をこの保険契約の保険期間の初日とするときに限り、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。
 (注) その保険契約が保険期間の途中で解除または解約された場合には、その解除日または解約日とします。
 (3) 保険契約者が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
 ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当会社に払い込まなければなりません。ただし、保険証券記載の保険の対象について、保険契約者が勤務先事業所において当会社と団体扱に係る特約を付帯した保険契約を締結していた場合であって、その保険契約の保険期間の末日(注)をこの保険契約の保険期間の初日とするときに限り、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込むことができます。
 ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 (注) その保険契約が保険期間の途中で解除または解約された場合には、その解除日または解約日とします。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1) 保険契約者が前条(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(2)の一括払保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(2)の一括払保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が前条(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(3)①の初回分割保険料領収前の事故に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3)①の初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款の規定により、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料を次の区分(注)に従い、当社に払い込まなければなりません。

区 分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)①または同条(1)②の規定により、当社が請求した追加保険料	集金者を経ることなく、その全額を一時に払い込むものとします。
② 普通保険約款基本条項第14条(1)③の規定により、当社が請求した追加保険料	

(注) この特約が地震保険に適用される場合は、上表を次のとおり読み替えて適用します。

区 分	追加保険料の払込み
① 地震保険普通保険約款第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)または同条(2)の規定により、当社が請求した追加保険料	集金者を経ることなく、その全額を一時に払い込むものとします。
② 地震保険普通保険約款第21条(6)の規定により、当社が請求した追加保険料	

- (2) 当会社は、保険契約者が(1)①の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。
- (3) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
- (4) (2)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。
- (5) (1)①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。
(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
- (6) 保険契約者が(1)②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

第5条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条 (特約の失効または解除)

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、その事実が発生したところにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。
- 集金契約が解除された場合
 - 保険契約者が勤務先事業所において団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
 - 保険契約者またはその代理人が保険料を勤務先事業所において、給与支払日に直接集金者に支払わなかった場合
 - ①から③までの場合のほか、この保険契約について集金契約に基づく集金者による保険料の集金が行われなくなった場合
- (2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。
(注1) 当社と同一の団体別に係る特約に係る他の集金契約を含みます。
(注2) 同一の保険契約者が複数の団体別に係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) (1)①の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

- (1) 保険契約者は、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。
- (2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (4) (3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(14) 団体扱特約 (一般C)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
き 企業体	公社、公団、会社等をいい、法人・個人の別を問いません。
こ 口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
し 指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(一般C)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社との間に集金契約を締結した者をいいます。
職域労働組合等	団体に勤務する者によって構成されている労働組合または共済組織をいいます。
た 退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている企業体をいいます。
ふ 分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
み 未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- ② 次のいずれかの者と当社との間に集金契約が締結されていること。
 - ア. 団体
 - イ. 職域労働組合等
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
 - ア. 指定口座から、口座振替により、口座振替日により保険料を集金すること。
 - イ. アにより集金した保険料を当社の指定する場所に支払うこと。

第2条 (保険料の払込み)

- (1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
- (2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
- (3) 分割保険料が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
- ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条 (保険料領収前の事故)

- (1) 保険契約者が前条(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(2)の一括払保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(2)の一括払保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
- (2) 保険契約者が前条(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(3)①の初回分割保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3)①の初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条 (追加保険料の払込み)

- (1) 普通保険約款の規定により、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料を次の区分(注)に従い、当社に払い込まなければなりません。

区 分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求一告知義務・通知義務等の場合)(1)①または同条(1)②の規定により、当社が請求した追加保険料	集金者を経ることなく、その全額を一時に払い込むものとします。
② 普通保険約款基本条項第14条(1)③の規定により、当社が請求した追加保険料	

(注) この特約が地震保険に適用される場合は、上表を次のとおり読み替えて適用します。

区 分	追加保険料の払込み
① 地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1)または同条（2）の規定により、当社が請求した追加保険料	集金者を経ることなく、その全額を一時に払い込むものとします。
② 地震保険普通保険約款第21条（6）の規定により、当社が請求した追加保険料	

- (2) 当社は、保険契約者が（1）①の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。
(3) (2) の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
(4) (2) の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

- (5) (1) ①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。
（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
(6) 保険契約者が（1）②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

第5条（保険料領収証の発行）

当社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条（特約の失効または解除）

- (1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が発生したときにより集金者による保険料の集金が不能となった最初の口座振替日、または②から④までの事実のときは、その事実が発生した日（以下「集金不能日」といいます。）から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の口座へ振り替えられなかった場合。ただし、集金者が保険契約者にかわって保険料を集金不能日の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合を除きます。
- ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- ④ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づく保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

- (2) 当社は、この保険契約に係る集金契約（注1）の対象となる保険契約者の人数（注2）が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

- (注1) 当社とこの間の団体扱に係る特約に係る他の集金契約を含みます。
（注2）同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。

- (3) (1) ①もしくは(1) ④の事実が発生した場合または(2) の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第7条（特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、前条（1）の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内に、同条（2）の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日から1か月以内に、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。
(2) 当社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

- (3) 当社は、(1) に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(4) (3) の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
(5) (3) の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条（退職者に対する特約）

- (1) 団体が退職者に対する福利厚生制度の一環として、退職者について団体扱による保険契約の締結を認める場合において、退職者である保険契約者がその制度を利用して保険契約を締結するときは、第1条（この特約の適用条件）①の規定にかかわらず、この特約を適用することができます。
(2) (1) の規定によりこの特約を適用した場合は、第6条（特約の失効または解除）(1) ③に該当する事実が発生したときであっても、この特約は失効しません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(15) 団体扱特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
し 集金契約	「保険料集金に関する契約書」による保険料集金契約をいいます。
た 団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公法人（注）、会社等の団体をいいます。 （注）独立行政法人および地方独立行政法人を含みます。
ふ 分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
み 未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 団体と当社との間に集金契約が締結されていること。
- ② 保険契約者が、その支払うべき給与から保険料を差し引いて、これを当会社の本社または当会社の指定する場所に受け取ることを団体に委託し、団体がそれを承諾していること。

第2条（保険料の払込み）

- (1) 当社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは分割保険料に分割して払い込むことを承認します。
(2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
(3) 保険契約者が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。
- ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。
 - ② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まなければなりません。

第3条（保険料領収前の事故）

- (1) 保険契約者が前条（1）に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当社は、同条（2）の一括払保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条（2）の一括払保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。
(2) 保険契約者が前条（3）に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当社は、同条（3）①の初回分割保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条（3）①の初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、団体を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条（追加保険料の払込み）

- (1) 普通保険約款の規定により、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料を次の区分（注）に従い、当社に払い込まなければなりません。

区 分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款基本条項第14条（保険料の返還または追加保険料の請求—告知義務・通知義務等の場合）(1) ①または同条（1）②の規定により、当社が請求した追加保険料	団体を経ることなく、その全額を一時に払い込むものとします。
② 普通保険約款基本条項第14条（1）③の規定により、当社が請求した追加保険料	

（注）この特約が地震保険に適用される場合は、上表を次のとおり読み替えて適用します。

区 分	追加保険料の払込み
① 地震保険普通保険約款第21条（保険料の返還または請求—告知義務・通知義務等の場合）(1) または同条（2）の規定により、当社が請求した追加保険料	団体を経ることなく、その全額を一時に払い込むものとします。
② 地震保険普通保険約款第21条（6）の規定により、当社が請求した追加保険料	

- (2) 当社は、保険契約者が（1）①の追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限りです。
(3) (2) の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
(4) (2) の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

- (5) (1) ①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2) の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません（注）。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。
（注）既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。
(6) 保険契約者が（1）②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約

約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

第5条 (保険料領収証の発行)

当会社は、団体を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を団体に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条 (特約の失効または解除)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、その事実が発生したことにより団体による保険料の集金が不能となった最初の給与支払日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合、またはその他この保険契約について団体による保険料が行われなくなった場合
- ③ 保険契約者が保険料を給与から差し引くことを拒んだ場合

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

- (注1) 当会社とこの間の団体扱に係る特約に係る他の集金契約を含みます。
 - (注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。
- (3) (1) ①の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

(1) 保険契約者が、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日から1か月以内、未払込保険料の全額を団体を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

(2) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を領収するまでの間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(3) 当会社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。

(5) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(16) 団体扱特約 (口座振替方式)

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
こ 口座振替日	集金契約に定める集金者の指定する所定の期日をいいます。
し 指定口座	保険契約者が指定する口座をいいます。
集金契約	「保険料集金に関する契約書(口座振替方式)」による保険料集金契約をいいます。
集金者	当社とこの間に集金契約を締結した者をいいます。
た 退職者	退職により団体の構成員でなくなった者をいいます。
団体	保険契約者が給与の支払を受けている官公署(注)をいいます。 (注) 独立行政法人および地方独立行政法人を含みます。
ふ 分割保険料	保険料を保険証券記載の回数に分割して払い込むものとして保険証券に記載された保険料をいいます。
み 未払込保険料	この保険契約に定められた総保険料から、既に払い込まれた分割保険料の総額を差し引いた額をいいます。

第1条 (この特約の適用条件)

この特約は、次に定める条件をいずれも満たしている場合に適用されます。

- ① 保険契約者が団体に勤務し、毎月その団体から給与の支払を受けていること。
- ② 団体に勤務している者によって構成されている労働組合、共済組織等で団体から保険料集金を委託されている者と当社との間に集金契約が締結されていること。
- ③ 保険契約者が、集金者に次のことを委託し、集金者がそれを承諾していること。
ア. 指定口座から、口座振替により、口座振替日に保険料を支払うこと。
イ. アにより集金した保険料を当会社の指定する場所に集金すること。

第2条 (保険料の払込み)

(1) 当会社は、この特約により、保険契約者が保険料を一括してまたは分割保険料に分割して払い込むことを承諾します。

(2) 保険契約者が保険料を一括して払い込む場合は、一括払保険料を保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

(3) 保険契約者が保険料を分割保険料に分割して払い込む場合は、次に定めるところによります。

- ① 初回分割保険料は、保険契約締結と同時に直接当社に払い込むか、または集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

② 第2回以降の分割保険料は、集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まなければなりません。

第3条 (保険料領収前の事故)

(1) 保険契約者が前条(2)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(2)の一括払保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(2)の一括払保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

(2) 保険契約者が前条(3)に定めるところにより保険料を払い込む場合は、保険期間が始まった後でも、当会社は、同条(3)①の初回分割保険料領収前の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同条(3)①の初回分割保険料が集金契約に定めるところにより、集金者を経て払い込まれる場合には、この規定は適用しません。

第4条 (追加保険料の払込み)

(1) 普通保険約款の規定により、当社が追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、追加保険料を次の区分(注)に従い、当社に払い込まなければなりません。

区分	追加保険料の払込み
① 普通保険約款基本条項第14条(保険料の返還または追加保険料の請求一告知義務・通知義務等の場合)(1) ①または同条(1) ②の規定により、当社が請求した追加保険料	集金者を経ることなく、その全額を一時に払い込むものとします。
② 普通保険約款基本条項第14条(1) ③の規定により、当社が請求した追加保険料	

(注) この特約が地震保険に適用される場合は、上表を次のとおり読み替えて適用します。

区分	追加保険料の払込み
① 地震保険普通保険約款第21条(保険料の返還または請求一告知義務・通知義務等の場合)(1) または同条(2)の規定により、当社が請求した追加保険料	集金者を経ることなく、その全額を一時に払い込むものとします。
② 地震保険普通保険約款第21条(6)の規定により、当社が請求した追加保険料	

(2) 当会社は、保険契約者が(1) ①の追加保険料の払込みを怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその払込みがなかった場合に限ります。

(3) (2)の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(4) (2)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に領収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

(5) (1) ①の規定により追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません(注)。ただし、規定増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害については除きます。

(注) 既に保険金を支払った場合は、その返還を請求することができます。

(6) 保険契約者が(1) ②の追加保険料の払込みを怠った場合は、当会社は、追加保険料領収前の事故による損害に対しては、保険契約の条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定に従い、保険金を支払います。

第5条 (保険料領収証の発行)

当会社は、集金者を経て払い込まれた保険料については、領収した保険料の合計額に対する保険料領収証を集金者に対して発行し、保険契約者に対してはこれを発行しません。

第6条 (特約の失効または解除)

(1) この特約は、次のいずれかに該当する事実が発生した場合、①の事実のときは、その事実が生じたことにより集金者に該当事実が発生した最初の口座振替日、または②から④までの事実のときは、その事実が発生した日(以下「集金不能日」といいます。)から将来に向かってのみその効力を失います。

- ① 集金契約が解除された場合
- ② 保険契約者または集金者の責めに帰すべき事由により、保険料が口座振替日の翌日から起算して1か月以内に指定口座から集金者の口座へ振り替えられなかった場合。ただし、集金者が保険契約者からかわって保険料を集金不能日の翌日から起算して1か月以内に当社に支払った場合を除きます。
- ③ 保険契約者が団体から毎月給与の支払を受けなくなった場合
- ④ 当社が集金者からこの保険契約について集金契約に基づき保険料の集金を行わなくなった旨の通知を受けた場合

(2) 当会社は、この保険契約に係る集金契約(注1)の対象となる保険契約者の人数(注2)が10名未満である場合には、この特約を解除することができます。

(注1) 当会社とこの間の団体扱に係る特約に係る他の集金契約を含みます。

(注2) 同一の保険契約者が複数の団体扱に係る特約を付帯した保険契約を締結している場合は1名と数えます。

(3) (1) ①もしくは(1) ④の事実が発生した場合または(2)の規定により当社がこの特約を解除した場合は、当会社は遅滞なく、書面をもって保険契約者に対してその旨を通知します。

第7条 (特約の失効または解除後の未払込保険料の払込み)

(1) 保険契約者が、前条(1)の規定によりこの特約が効力を失った場合は集金不能日から1か月以内、同条(2)の規定によりこの特約が解除された場合はこの特約の解除日から1か月以内、未払込保険料の全額を集金者を経ることなく、一時に当社に払い込まなければなりません。

- (2) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まなかった場合には、集金不能日またはこの特約の解除日から未払込保険料の全額を徴収するまでの間の事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、(1)に定める期間内に未払込保険料の全額が払い込まれない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (3)の解除は、集金不能日またはこの特約の解除日から将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、集金不能日が保険期間の末日の翌日以降となる場合は、保険期間の末日から将来に向かってのみその効力を生じます。
- (5) (3)の規定により、当社がこの保険契約を解除した場合において、未経過期間に相当する保険料があるときは、既に徴収した保険料から既経過期間に対する保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還します。

第8条（退職者に対する特約）

- (1) 団体が退職者について、団体扱による保険契約の締結を認める場合において、退職者である保険契約者が保険契約を締結するときは、第1条（この特約の適用条件）①の規定にかかわらず、この特約を適用することができます。
- (2) (1)の規定によりこの特約を適用した場合は、第6条（特約の失効または解除）(1)③に該当する事実が発生したときであっても、この特約は失効しません。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(17) 自動継続特約（地震保険用）

<用語の定義>

(1) この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
け 継続契約	第1条（自動継続の方法）(1)の規定により継続される保険契約をいいます。
は 払込期日	次のいずれかに該当する日をいいます。 ① 保険料の全額を一括して払込む場合は、継続前契約の保険期間の満了する日の属する月の末日 ② 保険料分割払特約（一般）が付帯されている場合は、継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日
ほ 保険証券等	保険証券もしくは保険証券に代わる書面または保険契約継続証をいいます。

(2) この特約における次の法令の公布および法令番号は、次のとおりとします。

法 令（公布年/法令番号）
し 地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）

第1条（自動継続の方法）

(1) この保険契約は、保険期間が満了する日の属する月の前月の10日までに保険契約者または当社から書面による反対の申し出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（注）とする継続の申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、地震保険に関する法律またはこれに基づき法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合を除きます。

(注) この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の日はこの保険契約を付帯したときは、1年とします。

(2) 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

第2条（保険料の払込方法）

(1) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料は、払込期日までに払い込むものとします。ただし、保険証券等にこれと異なる払込期日が記載されているときは、保険証券等記載の払込期日によります。

(注) 保険料分割払特約（一般）が適用されている場合には継続契約の初回分割保険料とします。

(2) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、当社は、保険契約者が継続前契約の保険期間の満了する日から払込期日までに継続契約の保険料を払い込んだ場合には、継続契約の保険料徴収前の事故による損害に対しては、地震保険普通保険約款第9条（保険責任の始期および終期）(3)に定める保険料徴収前の事故の取扱いに関する規定を適用しません。

第3条（保険料徴収前の事故）

(1) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、払込期日に継続契約の保険料の払込みがない場合には、保険契約者は、継続契約の保険料を払込期日後1か月以内に、当会社の指定した場所に払い込まなければなりません。

(2) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、当社は、保険契約者が払込期日後1か月以内に継続契約の保険料を払い込んだ場合には、継続契約の保険料徴収前の事故による損害に対しては、地震保険普通保険約款第9条（保険責任の始期および終期）(3)に定める保険料徴収前の事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) 保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、(2)の規定にかかわらず、保険契約者が継続契約の保険料について、その継続契約の保険料を払い込むべき払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以後に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険料不払の場合の失効）

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約の継続のつど継続される保険契約の保険料が払込期日後1か月を経過した後も当社に払い込まれないときは、保険契約は継続契約の

保険期間の始期にさかのぼってその効力を失います。

第5条（継続契約の保険証券）

継続契約については、当社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないので、従前の保険証券とその他の継続契約の保険料に対する領収証とをもってこれに代えることができます。

第6条（継続契約に適用される普通保険約款、特約および保険料率等）

当社がこの保険契約に適用した普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率を改定した場合、継続契約に対しては、継続契約の保険期間の初日における普通保険約款、特約、保険契約引受に関する制度または保険料率が適用されるものとします。

第7条（普通約款との関係）

(1) 第1条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款第10条（告知義務）(2)および第11条（通知義務）(2)の効力を妨げないものとします。

(2) この特約は地震保険普通保険約款第34条（保険契約の継続）の規定とはかかわりありません。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(18) 保険証券等の発行省略特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
ふ 普通保険約款等	この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約をいいます。
ほ 保険証券等	保険契約時に発行する保険証券または保険契約継続証もしくはこれに代わる書面、および契約内容変更時に発行する書面をいいます。

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者がこの保険契約の保険証券等の発行を不要として、当社に対して保険契約の申込みを行う場合に適用されます。

第2条（保険証券等の発行に関する取扱い）

(1) 当社は、この特約により、保険証券等を発行しません。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険契約者は、当社の定める方法により、この保険契約の保険証券等の発行を請求できるものとします。ただし、この保険契約の保険期間の末日までに当社へ請求した場合に限ります。

(3) (2)の規定により、保険契約者から保険証券等の発行を請求された場合には、当社は保険証券等を発行するものとします。

第3条（保険証券記載事項の適用）

保険契約者が前条(2)の請求を行わなかった場合は、インターネット上で当社が定める画面に表示した事項を、保険証券記載の事項とみなして、この保険契約の普通保険約款等の規定を適用します。

第4条（保険金の請求書類）

普通保険約款等の規定において、保険金の請求に際して保険証券を提出する旨の規定がある場合でも、当社は、その規定を適用しません。

第5条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款等の規定を準用します。

(19) インターネット等による通知に関する特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、保険契約者または被保険者が普通保険約款およびこれに付帯される他の特約に定める訂正の申出、保険契約の解約の通知または保険契約条件の変更の申出、通知もしくは請求（以下「通知等」といいます。）をこの特約に定める方法によって行い、当社が承認する場合に適用されます。

第2条（この特約における変更等の通知）

(1) 保険契約者または被保険者は、通知等を書面、電話、ファクシミリまたはインターネット等の当社の定める通信手段により当社の所定の連絡先に対して行うことができます。

(2) 保険契約者または被保険者が(1)の規定による通知等を行い、当社がその通知等の受付と同時にそれを承認した場合、当社はその通知等をもって書面による承認の請求がなされたものとみなします。ただし、当社が別に定める場合を除きます。

第3条（地震保険に付帯される場合の特約）

この特約が地震保険に適用される場合は、普通保険約款を地震保険普通保険約款と読み替えます。

第4条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、この保険契約の普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。

(20) 共同保険に関する特約

<用語の定義>

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
ひ 引受保険会社	保険証券記載の保険会社をいいます。

第1条（独立責任）

この保険契約は、引受保険会社による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれその保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条（幹事保険会社が行う事項）

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、すべての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返還
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険契約上の規定に基づく通知の受領
- ⑥ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑦ 保険契約に係る契約内容変更確認書・承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑧ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑨ 事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑩ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑪ その他①から⑩までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、すべての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、すべての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

付帯サービス

リビングパートナー保険をご契約のお客さまが保険期間中にご利用いただけるサービスです。

※サービスにより対象となる契約条件が定められている場合があります。以下のご案内を確認ください。

住まいのかけつけサービス

住まいのかけつけサービスは借戸室修理費用の保険金額(支払限度額)が200万円のプランにセットされます。

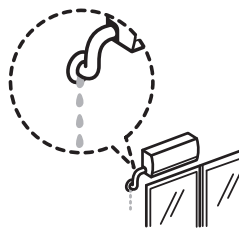
24時間・365日受付! こんなとき、専門業者を手配します。



トイレの詰まり



カギの紛失



エアコンの水漏れ



シャワーのお湯が出ない

このサービスは、部品交換や特殊作業を必要としない【トラブルへの応急処置※】を行うサービスです。

(注) 交換部品代・特殊作業、応急処置※を超える作業は、お客さまの実費負担となります。

※応急処置とは、特殊作業を必要としない30分程度の軽作業となります。

サービスメニュー	サービス内容	ご利用の際の注意事項
水のトラブル	<ul style="list-style-type: none">■住居内(専有部内)での水周りのトラブル時に、作業時間30分程度の特殊作業を必要としない応急処置を無料で対応します。・蛇口からの水漏れ応急処置、パッキンの点検や調整・トイレ、排水口の詰まり除去など	<ul style="list-style-type: none">●原因箇所が共用部分または自治体管理部分に及び場合は、サービスの対象外となります。●アフターサービス期間中は、ハウスメーカー等に対応をご依頼いただくこともあります。●交換部品代・特殊作業、応急処置を超える作業は、お客さまの実費負担となります。●作業者が1名で実施できず、増員して対応となる場合、作業増員費用はお客さまの実費負担となります。●トラブルの原因が凍結による場合は、サービスの対象外となります。
カギのトラブル	<ul style="list-style-type: none">■住居内(専有部内)の玄関カギの紛失時など、一般住宅カギの解錠・破錠作業を無料で対応します。・一般住宅カギの解錠(ピッキング、特殊工具による解錠作業)・一般住宅カギの破錠(シリンダー部分の破壊による開放作業)・中折れカギ、異物の除去・その他シリンダートラブル(カギが回らないなど)の対応	<ul style="list-style-type: none">●一般住宅カギ(通常のシリンダー錠)以外の特殊カギの解錠・破錠作業は、お客さまの実費負担となる場合があります。●解錠・破錠作業時には、運転免許証/パスポートなど顔写真入りの身分証明書により、お客さまの本人確認が必要となります。●カギの交換・作成作業(破錠後の新規取付含む)は、別途お客さまの実費負担となります。(特殊なカギは、交換作成に日数をいただく場合があります。)●解錠・破錠作業に伴い発生する部品交換費用(部品代含む)はお客さまの実費負担となります。●ホームセキュリティなどにご加入されている玄関カギのトラブル時は、ご加入の警備会社へ依頼する場合があります。●騒音を伴う破錠作業などは、時間帯により対応できない場合があります。

エアコンのトラブル	<p>■住居内(専有部内)のエアコンのドレン(室内ホース)の詰まりによる水漏れなどのトラブル時に、応急処置・状況確認を無料で対応します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●原因箇所が共用部分または自治体管理部分に及ぶ場合は、サービスの対象外となります。 ●応急処置不可またはメーカー保証期間中の製品はメーカーへの依頼をお願いする場合があります。
給湯器のトラブル	<p>■住居内(専有部内)の給湯器のお湯が出ないなどのトラブル時に、応急処置・状況確認を無料で対応します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●原因箇所が共用部分または自治体管理部分に及ぶ場合は、サービスの対象外となります。 ●応急処置不可またはメーカー保証期間中の製品はメーカーへの依頼をお願いする場合があります。

【サービスご利用に関する注意事項】(総括契約をご契約の場合の注意事項は、チラシにてご確認ください。)

- ※1 住まいのかけつけサービスは、“リビングパートナー保険(かけつけサービスセットプラン)”にセットされるサービスです。ただし、次の場合についてはサービスの対象になりません。
 - ・ご契約者または被保険者(保険の補償を受けられる方)が保険の対象の家財を収容する建物に居住していることが確認できない場合など、防犯上の観点からサービスの提供をお断りすることがあります。
 - ・業者などの手配をする前に、必ず専用ダイヤル(通話料無料)にご連絡ください。事前に連絡がなくお客さまご自身で業者を手配された場合、サービスの対象とはなりませんので、ご注意ください。
- ※2 サービスの対象は、保険の対象の家財を収容する建物のうち、ご契約者(または被保険者)が居住する部分に生じたトラブルに限ります。マンションの共用部分や自治体管理部分が原因の場合は、サービスの対象になりません。
- ※3 “リビングパートナー保険(かけつけサービスセットプラン)”の保険期間中に本サービスをご利用いただけます。
- ※4 サービスのご利用にあたっては、ご契約の証券番号にて契約確認が必要となります。証券番号が不明、契約確認ができない場合は無料でのサービスをご利用いただけない場合があります。
- ※5 作業に際しては、必ずご契約者(または被保険者)またはその同居の親族に立会いいただけます。その際、運転免許証などの公的書類に基づいて立会いの方の本人確認をさせていただきます。また、法人契約などで、保険証券に被保険者名の記載がされておらず、居住者の特定ができない場合については、確認資料(運転免許証等)に基づきお名前や所在地等を確認させていただきます。
- ※6 無料でのサービスのご利用は、1年につき3回(保険期間が1年超の場合は、各保険年度毎に3回)までに限ります。4回目以降はお客さま負担となります。なお、1回の出動で複数箇所の応急処置を実施した場合は、1箇所につき1回とカウントします。
- ※7 **最寄りのサービススタッフを手配いたしますが、深夜・早朝や道路状況などによりお時間をいただくことがあります。**
- ※8 自然災害・暴動などに起因するトラブル・故意による場合、サービスの対象とはなりません。
- ※9 サービス利用者が賃借人の場合、部品、設備の交換に関しましては、管理会社さま、オーナーさまの承認を得てからの作業となります。
- ※10 本サービスは弊社提携会社により提供しております。
- ※11 保険事故が発生した場合は、別途弊社へご報告をお願いします。事故受付専用ダイヤル:0120-01-9016(通話料無料)(受付時間:24時間365日)
- ※12 本サービスは保険約款・特約に基づいたものではありません。また、サービスは予告なく変更、中止または終了することがあります。あらかじめご了承ください。

ご利用いただく場合のご連絡は(住まいのかけつけサービス専用ダイヤル)

0120-535-452 [通話料無料／24時間／365日]

(直接、弊社提携会社へつながります。リビングパートナー保険に関するお問い合わせや事故のご報告などは取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。)

健康・医療に関する 電話相談、情報提供サービス

次のようなご相談等にご利用ください。

なお、ご相談の内容・情報によっては、ご利用になれない時間帯、地域があります。

1. 健康・医療・介護・育児電話相談

健康・医療・介護・育児に関するご相談に、看護師などの専門相談員がお応えします。

2. メンタルヘルス電話相談

ストレスや不安をひきおこす原因・対処方法等について、臨床心理士やメンタルヘルスの専門家が適切なアドバイスをします。

3. 福祉・介護事業者案内

介護が必要になったお客さまに、ご希望に応じて訪問介護、訪問看護、訪問入浴、介護機器用品販売・レンタルなどを行う介護事業者をご案内します。

4. ベビーシッター派遣業者案内

就労、旅行、介護、通院・入院などの事情で、乳幼児のお世話が必要となった場合、ベビーシッター派遣業者をご案内します。

5. 病院・老人福祉施設案内

病院・介護施設(ショートステイ・デイサービスなど)・有料老人ホームなどに関する各種情報をご提供します。

6. 人間ドック施設案内

人間ドック実施施設の情報をご提供します。また、脳・心臓などの特殊ドックや婦人科系を受診できる施設についてもご案内します。

※ 上記のサービスは弊社提携会社により提供しております。

※ このサービスは保険約款・特約に基づいたものではありません。また、サービスは予告なく中止または内容を変更する場合があります。あらかじめご了承ください。

ご利用いただく場合のご連絡は (けんこう・くらぶ)

0120-034-864

通話料無料／24時間／365日

※ただし、2.は平日／9:00～20:45、

土日祝日／10:00～16:45

(直接、弊社提携会社へつながります。リビングパートナー保険に関するお問い合わせや事故のご報告などは取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。)

保険証券・重要事項説明書と一緒に、このご契約のしおり・保険の約款を大切に保管してください。

弊社からご契約者のみなさまへのお願い

次のような場合、弊社までご連絡をお願いします。

ご契約内容に次のような変更が発生したときは…

- (1) ご契約者の住所が変更になったとき
- (2) ご契約内容の変更をご希望されるとき
- (3) 同様の他の保険をご契約されたとき

事故にあわれたときは…

すぐに取り扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
また弊社の承認がないまま、賠償金を支払われた場合には、約款の規定により保険金のお支払いが円滑に進まなくなる場合があります。